

上告提起事件番号 平成25年(行サ)第17号

上告人 市野和夫 外112名

被上告人 愛知県知事 外1名

上告理由書(甲事件)

平成25年6月28日

最高裁判所

(名古屋高等裁判所) 御中

上告人ら代理人	弁護士	在	間	正	史	
同	弁護士	原	田	彰	好	
同	弁護士	竹	内	裕	詞	代
同	弁護士	樽	井	直	樹	代
同	弁護士	白	川	秀	之	代
同	弁護士	濱	寫	将	周	代
同	弁護士	笠	原	一	浩	代
同	弁護士	籠	橋	隆	明	代
同	弁護士	吉	江	仁	子	代
同	弁護士	小	島	智	史	代
同	弁護士	若	山	哲	史	代

原判決には、後記【上告理由】第1～第5のと通りの民事訴訟法312条2項6号の判決に理由を付さない違法がある。

目 次

【本件における違法性判断の在り方】	3
【上告理由】	12
第1 水道用水の供給	12
第2 農業用水の供給	26
第3 洪水調節（洪水対策）	34
第4－1 流水の正常な機能の維持（牟呂松原 5 m ³ /s・動植物の生息等確保）	45
第4－2 流水正常機能の維持（牟呂松原 5 m ³ /s・塩害の防止）	53
第4－3 流水正常機能の維持（大野 1.3 m ³ /s・水涸れの防止）	60
第5 流水の正常な機能の維持（既得用水の利水安全度の向上）	64

凡例

上告人市野和夫 外 1 1 2 名：

上告人

平成20年10月27日告示・設楽ダムの建設に関する基本計画：

設楽ダム基本計画

平成18年2月17日閣議決定・豊川水系における水資源開発基本計画（第2次）：

豊川水系フルプラン

平成11年12月1日策定・豊川水系河川整備基本方針：

豊川水系河川整備基本方針

平成13年11月28日策定・豊川水系河川整備計画（大臣管理区間）：

豊川水系河川整備計画

【本件における違法性判断の在り方】

1 住民訴訟における違法判断の在り方

(1) 一日校長事件最高裁第三小法廷平成4年12月15日判決

(ア) 一日校長事件最三判平成4年12月15日（民集46巻9号2753頁）
の要旨は以下の通りである（下線は上告人代理人）。

[一日校長事件最三判 判決要旨]

①地方自治法242条の2第1項4号の規定に基づく代位請求に係る当該職員に対する損害賠償請求訴訟において、右職員に損害賠償責任を問うことができるのは、先行する原因行為に違法事由が存する場合であつても、右原因行為を前提としてされた右職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られる。

②教育委員会が公立学校の教頭で勸奨退職に応じた者を校長に任命して昇給させるとともに同日退職を承認する処分をした場合において、右処分が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するものといえないときは、知事がした右の者の昇給後の号給を基礎とする退職手当の支出決定は、財務会計法規上の義務に違反する違法なものとはいえない。

一日校長事件最三判は、①において、原因行為が対象となる住民訴訟の違法とは、当該原因行為を前提としてなされる財務会計行為自体の財務会計法規に違反する違法であることを明らかにしている。そして、②によって、教育委員会による人事に関する処分のように原因行為が当該財務会計行為者でない者によって財務会計法規による規律とは関係なくなされている場合においては、前提となっている原因行為が著しく合理性を欠いていない限り（欠いている場合においては）、財務会計行為の財務会計法規に違反する違法をもたらす予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存しないと認められる（瑕疵が存すると認められる）としているのである（財務会計行為の財務会計法規一般に違反する違法として予算執行の適正の確保があることを明らかにして示していることでもある）。

(イ) 一日校長事件最三判は、住民訴訟の違法とは財務会計行為の財務会計法規一般を含む同法規に違反する違法であるから、①原因行為が対象となる住民

訴訟の違法も当該原因行為を前提としてなされる財務会計行為自体の財務会計法規に違反する違法であること、②前提となっている原因行為に財務会計行為の財務会計法規違反をもたらす瑕疵があれば、当該財務会計行為は違法となること、③原因行為の瑕疵は財務会計行為の財務会計法規違反になるものでなければならず、予算執行の適正を確保することは財務会計行為を規律する財務会計法規であり、原因行為に予算執行の適正確保の見地から看過できない瑕疵があれば、当該財務会計行為は違法となること、④原因行為が当該財務会計行為者でない者によって財務会計法規による規律とは関係なくなされている場合においても、原因行為が著しく合理性を欠いておれば予算執行の適正の確保の見地から看過できない瑕疵があり、そのため当該財務会計行為は違法となること、以上を明らかにしたものである。

一日校長事件最三判は、原因行為の違法性が財務会計行為に承継されて財務会計行為が違法となるとは全く述べていない。住民訴訟において財務会計行為に先行する原因行為が対象となって財務会計行為が違法となる場合について、従来「違法性の承継」の問題として講学上議論されてきたが（一日校長事件最高裁判例解説（『平成4年度最高裁判所判例解説・民事編』p536～541）、同判決は、その違法は、従来いわれてきた行政行為の違法性の承継の理論を借りた原因行為の違法性の財務会計行為への承継ではなく、原因行為を前提としてなされる当該財務会計行為自体の違法であることとその判断基準を明らかにしたものである（同最高裁判例解説p541～546）。同判決は、原因行為については「瑕疵」、財務会計行為については「違法」と、「瑕疵」と「違法」を明確に使い分け、違法は財務会計行為自体の違法であり、原因行為についてはあくまでも、財務会計行為自体の違法をもたらす瑕疵すなわち予算執行の適正確保の見地から看過できない瑕疵であるとしているのである。

(2) 一日校長事件最三判の支出差止への適用

(ア) 一日校長事件は職員人事を原因とする職員手当についての代位による損害賠償請求であった。これに対し、本件は公共事業であるダム建設費用負担金の支出差止請求であり、地方公共団体の公共投資であるダム建設によって発生する財産的損害の発生を防止するための支出差止請求である。したがって、

本件で検討されるべきは、財産的損害を発生させる「当該支出の違法性」であり、当該支出の原因行為であるダム建設が財務会計法規一般を含む財務会計法規に違反して財産的損害を発生させるものであるかである。また、ダム建設は公共投資としてその必要性がないときは費用負担をする地方公共団体に財産的損害を発生させるものであるから、この点からも、検討されるべきは、当該支出の原因行為であるダム建設が必要性がなかったり必要性が確認されていないため財務会計法規一般を含む財務会計法規に違反して財産的損害を発生させるものであるかである。

地方財政法および地方自治法は、経費の支出において当該地方公共団体に財産的な損害が発生することを防止し予算執行の適正を確保するための財務会計法規として、地方財政法4条1項で「地方公共団体の経費は当該目的を達成するために必要かつ最少限度を超えて支出してはならない」（経費の必要最少限度の原則）と規定し、また地方自治法2条14項で「地方公共団体の事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」（最少経費による最大効果の原則）と規定している。

支出差止請求の対象となる支出のための事業（共同事業の場合はそのうちの当該目的）が、支出等の行為時において基礎となる事実に関りがあるなどして欠如していたり、考慮すべき事情が考慮されていないこと等と認められて、その必要性が認められなかったり確認されていないときは、当該事業（共同事業の場合はそのうちの当該目的）の事業計画に定められた費用負担金の支出することは、上記地方財政法と地方自治法の規定に違反して直ちに財産的損害が発生するので、当該支出をすることは予算執行の適正確保の見地から看過し得ない財務会計上の違法があるのである。

- (イ) また、このような直接的な財務会計法規違反だけでなく、財務会計行為の原因となっているものが、支出等の行為時において基礎となる事実に関りがあるなどして欠如していたり、考慮すべき事情が考慮されていないこと等と認められるときは、当該原因行為が著しく合理性を欠いているため、予算執行の適正確保の見地から看過できない瑕疵があり、これを前提としてなされる支出等の当該財務会計行為は財務会計上の違法があるのである。最三判平成4年12月15日はこの適用が問題となった事案である。

(3) 一日校長事件最三判の本件への適用

本件では、設楽ダムの建設費に係る愛知県の負担金について、被上告人知事が行う農業用水、洪水調節、および流水の正常な機能の維持についての支出命令、被上告人企業庁長が行う水道用水についての費用負担金の支出が財務会計法規上違法とされるかである。

そして、①設楽ダム基本計画は著しく合理性を欠いており設楽ダムに必要性が認められず、設楽ダム基本計画を原因とする支出は予算執行の適正確保の見地から看過できない違法があるときは、被上告人らの上記支出は財務会計法規上違法となるのである。また②設楽ダム基本計画が著しく合理性を欠いており、そのためにこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するときは、被上告人らの上記支出は財務会計法規上違法となるのである（第一審判決書 p 40）。

さらに、③被上告人企業庁長が設楽ダムの水道用水のダム使用権設定申請の取下げることによって、あるいは水道用水の費用負担金の支払いをしないことによりダム使用権設定申請が却下されて、水道用水の費用負担金の支払い義務がなくなるが、水道用水の費用負担金の支払いを免れるためダム使用権設定申請の取下げをすること等は被上告人企業庁長が財務会計行為（支出）を行うに当たって負っている職務上の行為義務違反であり、被上告人企業庁長にその義務違反があれば、被上告人企業庁長が行う上記支出は財務会計法規上違法となるのである（原判決書 p 49）。

(4) 違法判断の基準時

一日校長事件最三判は、上記判決要旨のように、①原因行為が審理の対象となる住民訴訟の違法とは、原因行為の一般行政上の違法ではなく、当該原因行為を前提としてなされる財務会計行為自体の財務会計法規に違反する違法であることを明言し(判決要旨①)、②また財務会計法規として予算執行の適正を確保することを示し、前提とする原因行為が著しく合理性を欠いていない限り（欠いている場合においては）、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵は存しないと認められる（瑕疵が存すると認められる）としている（判決要旨②）。

したがって、原因行為が審理の対象となる住民訴訟の違法は、一日校長事件

最三判判決要旨①で明言されているように、当該原因行為の違法ではなく、これを前提としてなされる財務会計行為自体の違法であるから、その違法判断の基準時が違法か否かの判断の対象となる財務会計行為の時であるのは、論理上当然のことである。そして、財務会計行為の違法となる予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵である原因行為が著しく合理性を欠いているかについての判断が、当該財務会計行為の時を基準として行われるのは、これもまた論理上当然のことである。

本件のように住民訴訟の対象となっている財務会計行為が将来の支出であり、請求がその差止である場合においては、違法判断基準時である財務会計行為の支出時における事実に基づいて、原因行為が著しく合理性を欠いているかの判断がなされることになるのである。そうすると、原因行為が事実に基礎を置いている場合、原因行為が基礎とすべき事実は当該財務会計行為がなされる時における事実であり、これに基づいて著しく合理性を欠いているかの判断がなされることになる。

特に、本件においては、水道用水や農業用水の需要量では、実績事実に基づいて将来における需要量が想定されており、想定時から財務会計行為時までの実績事実の推移や積み上げがあり、想定したものが実績事実に基礎づけられているかを検証することができる。また、洪水対策や河川維持流量を含む環境のように、財務会計行為時までに判明した知見などがある。このように、判断の基礎とすべき事実であって財務会計行為時点において存在するものは多い。このようなものについては、違法判断の対象である財務会計行為時、したがって支出にあつては支出時、支出差止請求訴訟では事実審口頭弁論終結時を基準として、そのときまでに存在している事実を基礎として、著しく合理性を欠いていて予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するか、また財務会計行為である支出を行うに当たって負っている職務上の行為義務違反があるかが判断され、以て当該財務会計行為が違法となるかの判断がされるのである。

2 行政裁量に対する違法判断の在り方

(1) 小田急高架化事件最高裁第一小法廷平成18年11月2日判決

小田急高架化事件最一判平成18年11月2日(民集60巻9号3249頁)の判決要旨は以下のとおりである(下線と丸数字は上告人代理人)。

[小田急高架化事件最一判 判決要旨]

このような基準（上告人代理人注・都市計画において都市施設を定めるときの都市計画法13条1項柱書、同項5号）に従って都市施設の規模、配置等に関する事項を定めるに当たっては、当該都市施設に関する諸般の事情を総合的に考慮した上で、政策的、技術的な見地から判断することが不可欠であるといわざるを得ない。そうすると、このような判断は、これを決定する行政庁の広範な裁量にゆだねられているというべきであって、裁判所が都市施設に関する都市計画の決定又は変更の内容の適否を審査するに当たっては、当該決定又は変更が裁量権の行使としてされたことを前提として、①その基礎とされた重要な事実に誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、②又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、③判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となるとすべきものと解するのが相当である。

(2) 小田急高架化事件最一判の意義

(ア) 小田急高架化事件最一判の第一の要点は以下のことである。

小田急高架化事件最一判は、上記(ア)のように、裁量権の範囲を逸脱又は濫用したものとして違法となる場合について、①～③の三つの判断基準を定立した。そのうち、判断基準①の決定の前提となる基礎となる事実の存否の判断を「基礎事実審査」、判断基準②の事実に対する評価が明らかに合理性を欠くかどうか、また判断基準③の決定の過程において考慮すべき事情を考慮していないかの判断を「判断過程審査」と呼ぶことができる。

事実の存否については裁量を認める余地はないので、基礎事実審査については裁量が認められないのは当然である。小田急高架化事件最一判も、判断基準①については、なされた判断が「明らかに合理性を欠く」こととか、「社会通念に照らして著しく妥当性を欠く」こととかの記述がなく（上記二重下線部）、これらを要件としておらず、事実の基礎を欠くことだけで裁量権の逸脱・濫用があるとしている（「重要な事実の基礎を欠く」と述べているが、その意味は、後記のように軽微な「重要でない事実」を裁量権の逸脱・濫用

となる事実の基礎を欠くことの判断対象から排除するためである)。

そうすると、判断過程審査のうち、科学的知見や専門家の判断といえども、事実に基礎をおく知見や判断が殆どであり、このような知見や判断については、それが事実に基礎づけられていることが前提であるので、当該知見や判断を基礎づける事実の存否については専門技術的な裁量は認められないことになる。そして、当該知見や判断を基礎づける事実が認められないときは、当該知見や判断は決定において考慮すべき事情が事実による基礎づけを欠いていることになって、当該決定は考慮すべき知見や判断を考慮したとは認められないものとなり、これを前提としてその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠いているかどうかの判断がなされることになる。

- (イ) 小田急高架化事件最一判は、判断基準②および③に示されるように、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くときは裁量権の逸脱または濫用であるというのであるから、裁量権の逸脱または濫用であるときは、当然、社会通念に照らし著しく妥当性を欠いていることになり、判断基準①については、裁量権の逸脱または濫用があると認められる事実の基礎を欠いておれば、そのことを以て内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠いていると認められることになる。

一日校長事件最三判が明らかにしたように、住民訴訟においては、行政処分等の裁量行為が原因行為であるとき、財務会計行為が違法となるのは、前提とする原因行為が著しく合理性を欠いていて予算執行の適正確保の見地から看過できない瑕疵があるときである。そして、小田急高架化事件最一判が述べるように、裁量権の逸脱または濫用であるときは、社会通念に照らし著しく妥当性を欠いているときである。ここにおいて、裁量権の逸脱・濫用があることすなわち著しく妥当性を欠いていることと、原因行為における予算執行の適正確保の見地から看過できない瑕疵である著しく合理性を欠いていることとが、「妥当性」「合理性」という類似の用語で結びつくのである。

- (ウ) 上記(ア)でも述べたが、小田急高架化事件最一判は「重要な事実の基礎を欠く」と述べている。このように述べたのは、判断基準①は事実の基礎を欠いておれば社会通念に照らし著しく妥当性を欠いているかの判断をすることなく裁量の逸脱・濫用があることになるので、「事実の基礎を欠く」と明言

すると、軽微な事実であっても「事実」であるので、事実の基礎を欠いているとして裁量権の逸脱・濫用があることとなってしまう。同判決は、軽微な「重要でない事実」を裁量権の逸脱・濫用となる事実の基礎を欠くことの判断対象から排除するため、「重要な事実」としたものと考えるべきである。

「重要な事実」の意味は、言葉通り「重要な事実」ではなく「軽微な重要でない事実を除く事実」という意味なのである。

(3) 判断基準②、③の判断について

(ア) 小田急高架化事件は、判決要旨から明らかなように判断基準③に関する事件であり、判決はこれについてのものである。小田急高架化事件最高裁判例解説（『平成18年度最高裁判所判例解説・民事編』p1160）は「本判決は、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないことを直ちに裁量の逸脱又は濫用になるとしているわけではなく、その結果、判断の内容が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものと認められる場合に裁量権の逸脱又は濫用になるとしている。」と述べており、同判決が、判断基準③の「判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと」についてのものであることを示している。

(イ) 小田急高架化事件最一判は、判断基準②と③については、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合には、裁量権の範囲を逸脱し又は濫用したものであるとして違法となると述べている。判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないことにより直ちに裁量権の逸脱又は濫用になると述べているわけでないが、他方、判断の過程において考慮すべき事情が考慮されていないこと等を判断したうえで、改めてそれとは関係なく内容が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものと認められるかを判断して裁量権の逸脱又は濫用になる場合があるとも述べていない。

小田急高架化事件最一判は、上記のように「判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものと認められる場合」に裁量権の逸脱又は濫用になると述べているのである（下線は上告人代理人）。

即ち、裁量行為の内容は判断の過程において考慮すべき事情を考慮していないものなのであり、考慮すべき事情を考慮していないという内容が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものと認められる場合は裁量権の逸脱又は濫用があるとしているのである。そして、裁量行為が判断の過程において考慮すべき事情あるのにそれを考慮していないときは、社会通念上、考慮すべき事情を考慮していないというような内容は著しく妥当性を欠いているのが通常である。判断の過程において考慮すべき事情が考慮されていないでいて、その内容が著しく妥当性を欠いていない認められる場合は殆ど考えられない。したがって、著しく妥当性を欠いていないと認められる特別の事情のない限り、判断の過程において考慮すべき事情が考慮されていない等の場合は、その内容は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められ、裁量権の範囲を逸脱し又は濫用したものとして違法となるというのが小田急高架化事件最一判の上記記述の意味なのである。

3 本件における違法判断

- (1) 本件においては、①設楽ダム基本計画の内容を基礎づける豊川水系フルプランおよび豊川水系河川整備計画・豊川水系河川整備基本方針の策定、あるいはダムの建設を具体的に定める設楽ダム基本計画が、仮に河川管理者等の合理的な裁量にゆだねられているとしても、また②水道用水のダム使用権設定申請の取下げあるいはその却下がされる費用負担金の支払いをしないことが水道事業者である被告企業庁長の合理的な裁量にゆだねられているとしても、当該計画の策定・決定やダム使用権設定申請の取下げ等は、小田急高架化事件最一判が述べているように、客観的、実証的な基礎事実や考慮すべき事情の考慮に基づかなければならないのである。
- (2) 上記のように、小田急高架化事件最一判は裁量の逸脱・濫用に関する判断基準を定立したが、その判断基準である、①その基礎とされた事実が客観性や実証性に欠けていたり、誤認があったり、客観的、実証的な事実と乖離していたりして事実の基礎を欠いていると認められるときは（判断基準①）、また②事実に対する評価が明らかに合理性を欠いていることにより（判断基準②）、③判断の過程において考慮すべき事情を考慮していなかったり、考慮すべきでない事情を考慮していることにより（判断基準③）、その内容が社会通念に照ら

し著しく妥当性を欠くものと認められるときは、裁量を逸脱・濫用したものと認められるのである。

そして、一日校長事件最三判により、このような豊川水系フルプラン、豊川水系河川整備計画・豊川水系河川整備基本方針の内容は社会通念に照らし著しく合理性を欠いていると認められ、これらに基礎づけられている設楽ダム基本計画も社会通念に照らし著しく合理性を欠いていると認められ、設楽ダム基本計画自体も社会通念に照らし著しく合理性を欠いていると認められるのである。

その結果、設楽ダム建設の当該目的は必要性が認められず、設楽ダム基本計画を原因とする本件各支出は予算執行の適正確保の見地から看過できない違法がある（上記1(3)①）。あるいは設楽ダム基本計画には予算執行の適正確保の見地から看過できない瑕疵がありこれを原因とする本件各支出は違法があるのである（上記1(3)②）。

(3) また、水道事業者である被告企業庁長の水道用水のダム使用权設定申請の取下げ等をしないことは、財務会計行為である設楽ダムの水道用水の費用負担金の支出を行うに当たって負っている職務上の行為義務の裁量権の逸脱または濫用であって財務会計法規上の義務違反であり、被告企業庁長の設楽ダムの水道用水の費用負担金の支出は違法となるのである（上記1(3)③）。

【上告理由】

第1 水道用水の供給

原判決には民事訴訟法312条2項6号の判決に理由を付さない違法がある。

I 前提となる事実

設楽ダム基本計画において、建設の目的とする水道は、愛知県東三河地域において新たに水道用水の0.179 m³/sのs取水を可能にする供給をすることとされている。

設楽ダム基本計画の基礎となっている豊川水系フルプランは、愛知県が国土交通省の依頼により調査した需給想定調査である「豊川水系における水資源開発計画需給想定調査調査票（都市用水）」（以下この調査を「愛知県需給想定調査」という）の内容をそのまま用いており、これに従ったものである。愛知県需給想定調査では、基準年を平成15(2003)年として、愛知県東三河地域での上水

道需要量（最大水量ベース）を、基準年の実績 $3.50\text{ m}^3/\text{s}$ に対して目標年次の平成27（2015）年を $4.42\text{ m}^3/\text{s}$ と想定をしている。そして、基準年時の同地域の上水道供給量（開発水量 $5.15\text{ m}^3/\text{s}$ ）の近年2/20渇水規模年（平成8年）での供給可能量を $3.56\text{ m}^3/\text{s}$ と想定して、既存施設での供給不足を想定し、新たに設楽ダム水道用水 $0.179\text{ m}^3/\text{s}$ （開発水量）による供給をするとされている。

愛知県需給想定調査の内容がそのまま豊川水系フルプランの内容となっているのであるから、豊川水系フルプランの水道用水の需給想定が事実に基礎づけられているかなどの妥当性は、愛知県需給想定調査の内容が支出時である現時点（原審口頭弁論終結時）の実績事実に基づき事実に基礎づけられているかなどを検討することによって判断することができる。また、被上告人企業庁長が財務会計行為（支出）を行うに当たって負っている職務上の行為義務である設楽ダム使用権設定申請の取下げをすることについて義務違反があったかも、愛知県需給想定調査の内容が支出時である現時点（原審口頭弁論終結時）の実績事実に基づき事実に基礎づけられているかなどを検討することによって判断することができる。

II 上告人の原審における主張

上告人は、原審において、以下の通り主張した（原審第7準備書面p18以下、第10準備書面）。

1 水道用水

(1) 水道用水の需要量

豊川水系フルプランでは、目標年次の平成27（2015）年に愛知県で水道用水として $4.51\text{ m}^3/\text{s}$ の需要を想定している。

豊川水系フルプランの愛知県での水道用水の需想定値は、愛知県が国土交通省の依頼により策定した需給想定調査である「豊川水系における水資源開発計画需給想定調査調査票（都市用水）」（乙54）に従ったものである（以下この調査を「愛知県需給想定調査」という）。愛知県の水道用水の需想定値をそのまま採用して豊川水系フルプランの愛知県での水道用水の需想定値としたものであるから、豊川水系フルプランの愛知県での水道用水の需想定値の妥当性は、愛知県需給想定調査を検討すればよい。

(2) 上水道需要量（最大取水量）の計算式

愛知県需給想定調査では、上水道需要量は河川からの最大取水量によって表現されており、それは日平均有収水量から以下の計算によって求められる。

家庭用水有収水量＋都市活動用水有収水量＋工業用水有収水量

＝日平均有収水量 $\text{m}^3/\text{日}$

日平均有収水量／有収率＝日平均給水量 $\text{m}^3/\text{日}$

(日平均給水量／利用料率)／86,400＝平均取水量 m^3/s

細分化すれば

(日平均給水量/給水事業者利用料率)/86,400

＝給水事業者平均取水量 m^3/s

給水事業者平均取水量／(水資源開発施設利用料率)＝平均取水量 m^3/s

平均取水量／負荷率＝最大取水量 m^3/s

(3) 家庭用有収水量原単位、都市活動用水有収水量、工業用水有収水量、日平均有収水量、日平均給水量及び日最大給水量

(ア) 日平均給水量 (千 $\text{m}^3/\text{日}$)

有収水量を有収率で除して求められたのが給水量である。

日平均給水量の平成15(2003)年までの実績は、平成4(1992)年は244.5、平成9(1997)年は246.0、平成12(2000)年は250.5で、以後減少して横ばいで、平成15(2003)年は246.0である(乙54p3、甲69)。

これに対して愛知県需給想定調査は、12年後の平成27(2015)年に268.1と平成15(2003)年から1.09倍増加する想定になっている(乙54p3)。

平成15(2003)年以降の実績は、平成16(2004)年から平成19(2007)年では、249.9、248.4、248.9となっている(甲69、168)。平成20(2008)年から平成22(2010)年では、246.3、241.9、242.9となっている(図・表2-1)。

上記の基準年の平成15(2003)年の246.0が平成27(2015)年に268.1に増加するという想定値は、基準年から平成22(2010)年の242.9になっているという実績推移と明らかに連続性を欠くものであり(図・表2-1、甲168)、過大な値である。

(イ) 日最大給水量 (千 m^3 /日)

平均水量を負荷率で除して求められたのが最大水量である。

日最大給水量の平成15(2003)年までの実績は、平成3(1991)年は303.7、平成10(1998)年は302.3、以後横ばいから減少して、平成15(2003)年は287.8である(乙54p3、甲69)。

これに対して愛知県需給想定調査は、12年後の平成27(2015)年に339.0と平成15(2003)年から1.18倍増加する想定になっている(乙54p3)。

平成15(2003)年以降の実績は、平成16(2004)年から平成19(2007)年までは290.5、280.8、283.6、286.8となっている(甲69、甲168)。平成20(2008)年から平成22(2010)年では282.5、279.4、277.3となっている(甲168)。

上記の平成15(2003)年の287.8が平成27(2015)年に339.0に増加する想定値は、基準年から平成22(2010)年の277.3になっているという実績推移と明らかに連続性を欠くものであり(図・表2-1、甲168)、過大な値である。

その原因は、上記の有収水量の想定が過大なのに加えて、何よりも図・表2-1、甲168の同じ年の青色棒グラフ(平均給水量)と桃色棒グラフ(最大給水量)の差を比較すると分かるように、負荷率が過少だからである。

(4) 負荷率 (%)

(ア) 負荷率を計算に用いるかは政策的判断であろうが、用いる負荷率値の想定は、政策的判断ではなく、事実に基礎づけられた判断である「想定」である。負荷率は、その時代の水使用実態が現れたものであるもので、ある程度の期間において同様の傾向を示す。したがって、将来の負荷率は、実績事実とは無関係に政策的に設定するのではなく、近年の実績値に基づいて想定する以外にない。それも、余り過去の負荷率は現在およびその延長にある将来の水使用実態とはかけ離れたものであるので使用価値がなく、ある程度近時の実績値、そして一定の傾向が継続しているときはそれ以後の実績値に基づいて想定することが、事実に基礎づけられた想定となる。愛知県需給想定調査においても、「過去に発生した最低の負荷率」ではなく、計画規模の10年1度

も前提として、基準年の平成15年の近年10ヶ年の実績値のうち下位3ヶ年平均値を使用するとして、基準年の10年以上前のものを想定対象から除いており、「過去に発生した最低の負荷率」のような政策的判断からではなく近時の実績事実から想定するようにしているのである。

平成15(2003)年以降、平成22(2010)年までの負荷率を見ると、図・表2-1のとおり、最も低い値は最初の年の平成15(2003)年の85.5であり、以後は漸増傾向にあつて、平均値は86.7である。愛知県需給想定と同様に、平成22(2010)年を基準年として近年10年(平成13(2001)年～平成22(2010)年)をみると、負荷率は、変動幅が小さく、かつ、84前後であつたものが、86前後、さらに87前後と、順次上昇してきている。愛知県需給想定調査が想定した負荷率79.1が明らかに実績事実に合わないことが明らかであり、これが平均水量を負荷率で除して求められる最大水需要想定値が実績と乖離することになっている一番の原因である。

(イ) さらに詳しく実績に基づいて検証しよう。

(a) 愛知県需給想定調査が想定した負荷率79.1は平成2(1990)年の値と同一である(乙54p3)。

負荷率の実績値の昭和55(1980)年からの推移は、昭和62(1987)年までは70台で、平成7(1995)年までは70台後半と80台前半が入り混じって現れ、平成8(1996)年に81.7となつて、以後は80を下回ることはなく、平成11(1999)年は84.5、平成13(2001)年は84.0、平成15(2003)年は85.5、平成16(2004)年は86.0、平成17(2005)年は87.0、平成18(2006)年は86.5、平成19(2007)年は86.8、平成20(2008)年は87.2、平成21(2009)年は88.0、平成22(2010)年は87.6である(図・表2-1、甲168)。平成8(1996)年以降上昇傾向にあり、82前後、83前後、85前後、86前後、さらに87前後と、逐次上昇してきていて、平成22(2010)年の直近5年間では86.5を超えている。

愛知県需給想定調査では、負荷率は、基準年の近年10年間(平成6(1

994)年から平成15(2003)年の値によって想定値を求めている。その理由は、基準年の10年以上前の負荷率は、基準年近くとは違った水使用実態の下でのものであるため、これを用いると実態に合わない負荷率を想定することになるため、基準年近くの実績傾向に基づくように近年10年の値に基づいているのである。原審第7準備書面提出時点の平成24(2012)年6月における最新の統計資料は平成22(2010)年のものであるため、最新の近年10年は、平成13(2001)年から平成22(2010)年である。平成12(2000)年以前は、もはや近年10年以前となり、まして平成2(1990)年の79.1は10年をはるかに超える20年以上前の過去のものとなってしまっている。

負荷率は、上記のように、平成15(2003)年以降、同年の85.5を下回ったことはなく、平成16(2004)年以降は86.5を下回ったこともなく、負荷率は毎年のように上昇していて、このような高い値が継続している。また、平成17(2005)年以降の最低値は平成19年の86.5であり、高低の差のあるバラツキがなく高い値で安定している。

以上が平成27(2015)年想定値の検証や検討において基礎とすべき実績事実である。

- (b) したがって、愛知県需給想定調査が採用した79.1は、平成22(2010)年までの実績値と比較して明らかに連続性を欠く、20年以上前の負荷率が低いときがあった時のもので、異常な値となっている。79.1は、直近5年の実績値からは7.4ポイント以上も小さい過小な値である。愛知県需給想定調査が採用した負荷率79.1は明らかに実績値に基礎づけられない過小な値となっている。

また、このような負荷率が過去の80を下回る低い傾向とは異なって毎年86を上回る高い傾向にあるときは、この新たな実績事実、例えば近年5年最小値に基づいて想定値を想定すべきである。

第一審判決も、「愛知県需給想定調査の需要想定においては、上水道の利用量率が相当低く設定されており、負荷率についても近年の傾向に沿わずに低く設定されていることが明らかである」と負荷率に合理性がないものと判示している(第一審判決書p67)。

(c) なお、愛知県需給想定調査は、平成15(2003)年の近10ヶ年(平成6(1994)年から平成15(2003)年)の負荷率の下位3ヶ年の値の平均である79.1を負荷率として採用したとするが(乙54p21)、実績値(乙54p3)から計算すると、これは平成6年の80.3、平成7年の78.4、平成8年の81.7であるので、80.13にしかならず、79.1はそもそも誤っている。

この点、証人山本信介は「平野部と山間部の数値を基に算定された、それで79.1%を出した」と証言するが(第一審山本証人調書p38)、その算出根拠となる資料は全く示されていないうえ、根拠データである乙54p3からはそのようなことは認められず、上記の上告人指摘のとおり結果となるのであって、この証言は何の根拠もなく信用できない。

(d) 負荷率については、第1次豊川水系フルプランの総括評価においても、その目標年次平成12(2000)年の想定値が73.1であったのに対して、同年実績が83と相違したことが需要実績が想定よりも下方に推移した主な要因とされている(甲46)。豊川水系フルプランが、実績事実を無視して79.1という低い負荷率を採用したことは、このような総括評価をしているにもかかわらず、第1次豊川水系フルプランと同じ過ちを繰り返しているものである。

(5) 利用量率(平均取水量及び最大取水量)

豊川水系フルプランの需要想定の利用量率は、水源開発分は導水ロス5%、浄送水ロス10%を採用し、自流、地下水、その他はロス0%として設定している。

設楽ダム開発水の導水は取水施設から各給水事業者まで一本の導水管で短い区間送水するだけであり、末端利用者まで網の目状に複雑多岐な配管を通じて給水するものとは違うので、導水ロス5%は過大である。実績値も、導水ロスは殆どなく0%近く、利用量率は100%近い。導水ロス5%は、事実の基礎を欠いていて過大である。

また、浄送水は年間で限られた日数のものであり、かつ浄水場の施設管理の問題であって、最大給水量の枠内において作業日程の調整や配水池および給水圧の調整等の運用などで対応できるし、すべきものであって、実際の施設管理

において行われている。平均水量の算定において、浄送水ロス10%を用いると、年間の平均的つまり日常的な多くの日において10%の浄送ロスがあることを想定することになるが、浄送水ロスは何年間に一度あるかどうかというものであって、これが事実と反していることは明らかである。浄送水ロス10%を利用量率に反映させるのは、事実の基礎を欠いて誤っている。

利用量率の実績値は今から30年以上前の昭和55（1980）年の97.4が最低で、昭和56（1981）年以降は98を下回ったことはない（乙54 p 3）。昭和55（1980）年から平成15（2003）年まで24年間の実績値平均値は99.1である。利用量率92.3は実績値から乖離した過小な値である。

なお、愛知県需給想定調査は、「導水、上水及び配水過程での損失量として、事業計画で用いている導水ロス5%、上水及び配水ロス10%を採用した」とするが（乙54 p 21）、このような説明をもとにしても92.3は導かれぬ。この点からしても、需給想定値の前提としている利用量率92.3は根拠が無く、不合理である。

利用量率については、負荷率とともに、第1次豊川水系フルプランの総括評価において、その目標年次の平成12（2000）年の想定値が91.8であったのに対して、同年実績が99.3と相違したことが需要実績が想定よりも下方に推移した主な要因とされている（甲46）。豊川水系フルプランが92.3という実績と相違した低い利用量率を採用したことは、総括評価で利用量率の想定が実績と相違したことが水需要量の想定が実績と乖離して下方に推移したことの原因であると総括したにもかかわらず、第1次フルプランと同じ過ちを繰り返しているものである。

第一審判決も、「愛知県需給想定調査の需要想定においては、上水道の利用量率が相当低く設定されており、負荷率についても近年の傾向に沿わずに低く設定されていることが明らかである」と愛知県需給調査の需要想定において利用量率が事実の基礎づけを欠いて設定されていると判示している（第一審判決書 p 67）。

2 工業用水

(1) 工業用水道給水量

(7) 工業用水道給水量の需要想定

工業用水道給水量の実績は、平成2(1990)年が31.990千 m^3 /日、平成5(1993)年の33.141千 m^3 /日がピークで、以後、減少して横ばいで、愛知県需給想定調査の基準年である平成15(2003)年は30.350千 m^3 /日である。これに対して、愛知県需給想定調査では、平成27(2015)年に66.794千 m^3 /日と、2.2倍に増加する想定である。

このための工業用水道最大取水量は、実績は、平成2(1990)年が0.718 m^3 /s、平成3(1991)年の0.759 m^3 /sがピークで、以後、減少して横ばいで、愛知県需給想定調査の基準年の平成15(2003)年は0.567 m^3 /sである。これに対して、愛知県需給想定調査では、平成27(2015)年に1.378 m^3 /sと、2.2倍に増加する想定である。

(4) 大規模開発要因

上記のように、愛知県需給想定調査が平成27(2015)年の工業用水道の最大取水量を1.38 m^3 /sと想定したのは、大規模開発要因として臨海工業用地244.2haへの工場立地により新たに補給水量で31,090 m^3 /日も発生すると想定していることにある(乙54p12、27)。これが、上記のような実績と乖離した過大な値となった一番の原因である。

しかし、最近の臨海工業用地の土地利用は水を利用しない自動車などの加工組立型か、流通基地がほとんどである。そして、実際には上記臨海工業用地への工場立地は全く無いと断言するほどなされておらず、僅かに立地したのも風力発電のような水を使用しないものである。水使用の工場としては、僅かに田原4区の104.5haに東京製鐵の電炉工場が立地したのみで、同工場は臨海工業用地面積244.2haの43%を占めながら、その契約水量は日量7,200 m^3 であり、仮にその全量を使ったとしても補給水量相当量は5,700 m^3 /日であり、契約水量の3分の1しか配水されていない利用状況からすると、その補給水量相当量は1,900 m^3 /日にすぎず、上記した臨海工業用地の補給水量31,090 m^3 /日にはほど遠い状況である。

したがって、この臨海工業用地への大規模開発要因による需要は過大なものであって、特別に追加要因として考慮すべきものではない(富樫調書p22~23)。

第一審判決も「愛知県需給想定調査の需給想定においては、大規模開発要因加算分として、臨海工業用地（面積244.2ha）に対する補給水量として1日あたり3万1090^mを計上しているが、そのような工業用水の需要が見込まれる大規模な開発が行われる予定があることを示す証拠は本件訴訟において提出されておらず、工業用水についても、平成27（2015）年度における実際の需要量は、愛知県需給想定調査の需要想定値に達しない可能性が相当高いものと思われる。」と認定している（第一審判決書p67）。

(2) 工業用水道事業の現状（牟呂松原頭首工0.903^m/sの余剰）

工業用水道の水源は大野頭首工1.527^m/sと牟呂松原頭首工0.903^m/sである。牟呂松原頭首工系は、牟呂松原頭首工から取水する牟呂松原幹線水路における浄水施設等の工業用水道事業の施設が全くなく、森岡導水路によって東部幹線水路に送水するようになっており（甲123『愛知県営水道工業用水道事業計画図』）、そのうえ取水は全くされておらず（乙34の1～10の牟呂松原頭首工欄）、全く使用されていない。

第一審判決も「愛知県需給想定調査の需給想定においては、大規模開発要因加算分として、臨海工業用地（面積244.2ha）に対する補給水量として1日あたり3万1090^mを計上しているが、そのような工業用水の需要が見込まれる大規模な開発が行われる予定があることを示す証拠は本件訴訟において提出されておらず、工業用水についても、平成27（2015）年度における実際の需要量は、愛知県需給想定調査の需要想定値に達しない可能性が相当高いものと思われる。」（第一審判決書p67）と認定しているとおりである。

これでは、工業用水道による工業用水の需要が将来見込まれるとは到底いいがたく、「工業用水道事業における取水が将来にわたって行われないうことが相当の確度で見込まれる」というものである。

(3) 小括（愛知県需給想定の実実に基づく修正）

以上の通り、愛知県需給想定調査の平成27（2015）年想定値は、実績の傾向とは連続性がなく、それを無視したもので、愛知県需給想定調査の最大取水量1.38^m/sは実績と乖離した過大な値となっている。

実績値に基づいて精確に想定すれば、大規模開発要因は加えず、工業用水道給水量は利用率は平成15（2003）年実績値95%を使用して算出する

と、平成27(2015)年想定値はもっと小さくなり、愛知県では0.74 m³/s程度、静岡県では0.17 m³/s程度、合計では0.91 m³/s程度である。これでも、平成15(2003)年の0.58 m³/sから0.33 m³/sも増加することになり、かなり大きめの想定である。

(4) 工業用水の隠れた供給過剰

豊川用水の工業用水の大野頭首工の1.527 m³/s、牟呂松原頭首工の0.903 m³/sの取水量は、いずれも通年取水量であって、最大取水量ではない(乙50の「豊川用水水利系統図」)。豊川用水の工業用水は年間を通じてこの水量の取水ができるのである。

上記のように、牟呂松原頭首工の0.903 m³/sは、これを水源とする牟呂松原幹線水路に浄水施設等の工業用水道事業の施設が全くなく(甲123『愛知県営水道工業用水道事業計画図』)、取水もしておらず(乙34の1~10の牟呂松原頭首工欄)、全く使用されていない。

また、愛知県需給想定調査(乙54 p 10)によれば、豊川水系では、工業用水の負荷率が60%台であり、年間を通してみると35%程度の水が使用されていないことになる。豊川用水は取水した水の全てを直ぐに供給に使用するのではなく、一部を調整池に貯め込んで利用する年間供給体制が特徴であり、工業用水の通年取水量の約35%が余剰水となっていることになる。

施設実力調査において現況施設で近年2/20の供給可能量が開発水量の62%というのも、工業用水については上記の通年取水量の62%である。したがって、大野頭首工の工業用水1.527 m³/sの62%の0.947 m³/sは年間を通しての供給可能量である。上記のように、工業用水需要量(取水量ベース)は平成15(2003)年で0.58 m³/sであり、これが平成27(2015)年には増加しても0.91 m³/s程度になるというのが大きめにみた精確な想定である。そのうえこれは、最大取水量であって、平均取水量はその60%台であり、実際の需要量はもっと少ない。この0.91 m³/sは、現在取水利用されている大野頭首工の工業用水の供給可能量によって供給できる量である。牟呂松原頭首工の工業用水、開発水量で0.903 m³/s、近年2/20供給可能量で0.56 m³/sが年間を通して供給できる量として余剰になるのである。

以上のように、豊川用水の工業用水は、現在ももちろん、将来の平成27(2

015)年においても、牟呂松原頭首工の開発水量 $0.903\text{ m}^3/\text{s}$ が余剰となると見込まれる。

3 水道用水の需給

(1) 上記のように、平成19年度までの実績に基づいて、より精確にはあるが大きめの平成27(2015)年の水道用水、特に上水道需要量を想定すると日最大給水量 294.2 千m^3 、最大取水量(河川地点) $3.57\text{ m}^3/\text{s}$ となる(表2-1)。さらに、原審第7準備書面提出時点で利用可能な最新の統計資料である平成22年度までの実績に基づき、最も実績事実に基づいて平成27(2015)年の水道用水、特に上水道需要量を想定すると、図・表2-1のように、日最大給水量 289.0 千m^3 、最大取水量(河川地点) $3.50\text{ m}^3/\text{s}$ となる。この程度が、供給の余裕を見込むための大きめの平成27(2015)年の需要想定量というべきである。

(2) これに対し、供給は、設楽ダムのない現状において、上水道の供給量は、開発水量で $5.15\text{ m}^3/\text{s}$ 、安定供給可能量という近年2/20規模渇水年(平成8年)の供給可能量で $3.56\text{ m}^3/\text{s}$ とされている(甲48pA-7-4、表2-1)。開発水量では大幅な供給過剰であり、安定供給可能量においても需給がほぼ均衡している。

そのうえ、上記のように、工業用水のうち、牟呂松原頭首工の開発水量で $0.903\text{ m}^3/\text{s}$ 、近年2/20供給可能量で $0.56\text{ m}^3/\text{s}$ が年間を通して供給できる量として余剰であり、これを水道用水に利用することができる。水道用水は、大野頭首工でも牟呂松原頭首工でも開発水量の水利権があるのでその範囲内であれば取水ができるから、上記のように需要量が開発水量の範囲内にある以上、その取水は、工業用水の転用ではなく、水道用水自身の水利権の枠内の取水であるのでいつでも可能である。

(3) 以上のとおり、設楽ダムのない現状の水源で、水道用水の開発水量はもちろん、近年2/20供給可能量でも、需要に対して供給不足となることはないのである。

したがって、設楽ダムの水道用水はその必要性は認められない。

上告人としては、愛知県需給想定調査の需要想定値が実績事実に基礎づけられているかについては、実績事実に基礎づけられていないと指摘すれば十分で

あるが、念のために、実績事実に基づけばどのような値が必要想定値として算出されるか、そして、供給想定値と対比することにより、設楽ダムによる水道用水の供給の必要性が事実によって基礎づけられているかを示した。その計算は、愛知県需給想定調査における計算式の項目についての実績値を用いて、愛知県需給想定調査と同じ計算方法で需要想定値を計算したものである。

(4) まとめ

住民訴訟の違法は、原因行為が問題となっても、当該原因行為の違法ではなく、これを前提としてなされる財務会計行為自体の違法であるから、その違法判断の基準時が違法か否かの判断の対象となる財務会計行為の時となるのは、論理上当然のことである。そして、財務会計行為の違法となる予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵である原因行為が著しく合理性を欠いているかについての判断が、当該財務会計行為の時を基準として行われるのは、これもまた論理上当然のことである。

平成27(2015)年需要想定値については、国土審議会水資源開発分科会及び豊川部会の審議を経て、豊川水系フルプランの水需要想定として設定されたものであるが、国土審議会水資源開発分科会及び豊川部会の審議を経たことは、水需要想定値が実績事実の基礎づけのある妥当な値であることを担保するものではない。

検討すべきは、水資源開発分科会や同豊川部会の審議を経たことではなく、設楽ダムの費用負担金の支出の原因である前提として、水需給想定が、支出時までの実績値という実績事実と合致していて連続性や整合性があることによる基礎づけがあつて間違いないものであるかである。水需給想定がこのような事実による基礎づけが欠けていて誤っておれば、設楽ダムの費用負担金の支出の原因となっている豊川水系フルプランに基づく設楽ダム基本計画は予算執行適正の確保の見地から看過できない瑕疵、あるいは著しく合理性を欠いていて予算執行適正の確保の見地から看過できない瑕疵があることになる。

また、被上告人企業庁長は、設楽ダムの水道用水のダム使用権設定申請を取下げることによって、あるいは水道用水の費用負担金の支払いをしないことによりダム使用権設定申請が却下されることによって、水道用水の費用負担金の支払い義務を免れることができる。被上告人企業庁長がダム使用権設定申請の

取下げをすること等は財務会計行為（支出）を行うに当たって負っている職務上の行為義務違反であり、被上告人企業庁長にこの義務違反があれば、被上告人企業庁長が行う上記支出は財務会計法規上違法となるのである（原判決書 p 49）。

上記のように、愛知県需給想定調査の平成27(2015)年需要想定値とそれに基づく水需給想定は、支出時である現時点（原審口頭弁論終結時）の実績事実と乖離して合致しておらず、連続性や整合性がなく、実績事実の基礎づけを欠いて誤っている。

したがって、①設楽ダムの費用負担金の支出の原因となっている豊川水系フルプランに基づく設楽ダム基本計画は予算執行適正の確保の見地から看過できない瑕疵、あるいは著しく合理性を欠いて予算執行適正の確保の見地から看過できない瑕疵があるのである。②また、被上告人企業庁長にダム使用権設定申請の取下げ等の執るべき措置の義務違反があるのである。

III 原審の応答（原判決の記載）

原判決は、「第2 事案の概要」の争点に関する当事者の主張に上告人の上記主張、特に最新の平成22年度までの実績実に基づく主張を全く記載していない（原判決書 p 7～8 の水道用水に関する事案の概要の補充をまとめた部分）。

また、原判決は事実及び理由の「第3 当裁判所の判断」において、上記の主張に対する判断も記述していない（原判決書 p 46～49 の水道用水に関する主張に対する原審の判断を示した部分）。

即ち、上告人が原審において上記のとおり支出時（口頭弁論終結時）の最新の平成22年度までの実績実に基づいて設楽ダムの水道用水0.179 m³/sは必要性を基礎づける事実がないことを主張をしているにもかかわらず、原審は上告人の追加の主張として取り上げず、全く判断しなかった。

住民訴訟においては、財務会計行為である設楽ダムの水道用水に係る費用負担金の支出の原因となっている豊川水系フルプラン等の策定、および水道水のダム使用権設定申請の取下げが合理的な裁量にゆだねられているとしても、財務会計行為時においてその基礎となる事実が客観的、実証的な事実と乖離して事実の基礎を欠いていると認められるときは（裁量の逸脱・濫用の判断基準①）、著しく合理性を欠いて予算執行の適正確保の見地から看過できない瑕疵や財

務会計行為を行うに当たって負っている職務上の行為義務違反が認められ、財務会計上の違法があると認められるのである。

そして、財務会計行為（支出）の違法性は当該財務会計行為（支出）時において判断すべきであり、設楽ダム費用負担金の支出の差止を求めている本件においては、口頭弁論終結後の将来に支出されるものも含めて、その支出の違法性は口頭弁論終結時を基準に判断される。上告人が支出時（原審の口頭弁論終結時）の最新の平成22年度までの実績事実に基づく主張をしているのであるから、原審は、原判決に上告人の追加の主張として取り上げ、判断をしなければならないのに、これをしなかった。

原審が上告人の上記主張に対して原判決に何も記載せず述べなかったのは、設楽ダムの水道用水0.179 m³/sは事実の基礎づけを欠いていて不要であることが明らかとなっていることを隠蔽するためと見ざるをえない。

IV 結論

よって、原判決には民事訴訟法312条2項6号の判決に理由を付さない違法がある。

第2 農業用水の供給

原判決には民事訴訟法312条2項6号の判決に理由を付さない違法がある。

I 前提となる事実

設楽ダム基本計画において、建設の目的とするかんがいは、愛知県東三河地域の農地約17,200haに対するかんがい用水として、新たに0.339 m³/s（年平均）の取水を可能とする供給をすることとされている。

設楽ダム基本計画の基礎となっている豊川水系フルプランでは、愛知県東三河地域のかんがい用水（農業用水）として、新規需要水量つまり新規に設楽ダムによって供給する水量を0.339 m³/s（年平均）と想定している。

II 上告人の原審における主張

上告人は、原審において、控訴理由書（第1準備書面）甲事件・第3・1、第4準備書面甲事件・第3・1および第7準備書面第3・1において、以下のとおり主張した。

【誤った農業用水の新規需要量想定】

1 上告人の第一審での主張

(1) 農業用水の新規需給は、下記計算式のように、需要量である粗用水量から現況利用可能量である既存水源の地区内利用可能量と既開発水源供給可能量（既開発水量）を差し引いて供給不足水量を求め、これが新規需要水量となって新規開発水源の供給量になる。

[農業用水新規需要水量＝新規水源供給水量 計算式]

かんがい受益面積×単位面積消費水量＝消費水量 ※水田、畑別に計算

消費水量－有効雨量＝純用水量

純用水量／(1－損失率)＝粗用水量＝外部取入用水需要量

粗用水量－現況利用可能水量＝不足水量

現況利用可能水量＝地区内利用可能水量＋既開発水量

不足水量＝新規需要水量＝新規水源依存水量

水源別の依存水量つまり供給水量を算出

水源が1個であれば当該新規水源依存量は全量が当該新規水源の供給水量

(2) 豊川水系フルプランの農業用水需給想定では、下記計算によって新規需要水量＝新規供給水量が求められている。

[豊川水系フルプラン 農業用水新規需要＝供給水量 計算]

かんがい受益面積：17,742ha

消費水量：215,540千 m^3

有効雨量：52,784千 m^3

粗用水量①：199,189千 m^3

地区内利用可能水量②：21,781千 m^3

既開発水量③：166,683千 m^3

不足水量＝新規需要水量④＝①－(②＋③)

＝10,725千 m^3 秒平均に換算し0.34 m^3/s

即ち、用水需要量である粗用水量199,189千 m^3 （年間水量、以下単位のない水量は同じ）から既存水源として地区内利用可能量21,781千 m^3 と既開発水量166,683千 m^3 の合計188,464千 m^3 を差し引きして供給不足となる不足水量10,725千 m^3 が求められ、これが新たに水源確保をしなければならぬ新規需要量となって、秒平均に換算した0.34 m^3/s を設楽ダムによって供給するとなっている。

上記の現況利用可能量のうち、「地区内利用可能量 21,781 千 m^3 」は供給量であるが、「既開発水量 166,683 千 m^3 」は、昭和 43 年（設楽ダム計画基準年）における既開発水源の豊川用水と豊川総合用水の需要量であって、これら既開発水源の供給量ではない。

- (3) 既開発水源（豊川用水と豊川総合用水）の供給可能量は、昭和 22 年計画基準の豊川総合用水の供給計画や豊川水系フルプラン説明資料から明らかのように、197,100 千 m^3 である。したがって、上記豊川水系フルプランの農業用水需給想定における既開発水量は、166,683 千 m^3 でなく、正しくは 197,100 千 m^3 なのである。

新規水源の必要性を検討するための水需給計算において、農業用水であれ都市用水であれ、既存水源では供給不足水量となる新規需要水量（即ち新規水源による供給必要水量）は需要量に対して供給不足となる水量であるから、需要量から既存水源の供給可能量を差し引きして求めるものである。農業用水では、需要量である粗用水量から差し引きする既存水源の現況利用可能量（地区内利用可能量と既存水源利用可能量）は供給量でなければならない。

例えば、乙 11 は豊川総合用水土地改良事業における事業変更計画書である。「5. 水源計画」では、需要量である粗用水量の次に、不足水量の前に、供給不足水量を算出するための供給量である現況利用可能水量欄があり、現況利用可能水源となる地区内ため池・河川と豊川依存の豊川用水の自流のほか既存水源施設について水源名とその利用可能量が記載されている。そして、需要量である粗用水量から具体的な現況利用可能水源の利用可能量を合計した現況利用可能水量を差し引きして、新規需要量となる供給不足水量が記載され、その次に、これに対する供給となる水源依存量として、個々の水源名とその水量が明記されている。この記載によって、昭和 22 年の降水条件のもとで、豊川総合用水による各水源施設がどれだけの水量を供給するかが明らかにされているのである。

しかし、豊川水系フルプランの農業用水需給想定は、既存水源の現況利用可能量（既開発水量）として需要量を使用しており、同フルプランにおいては既存水源となっている豊川用水および豊川総合用水の供給量を用いておらず、需給計算に用いるものを誤っているのである。

(4) 豊川水系フルプラン需給想定での幹線依存の需要量は次のように177,408千 m^3 である。

幹線依存需要量

＝粗用水量199,189千 m^3 －地区内利用可能量21,781千 m^3

そうすると、既開発水量197,100千 m^3 は幹線依存需要量177,408千 m^3 を上回っているので、不足水量はないことになる。

不足水量がないので、設楽ダムによる農業用水の供給は必要がないのである。

フルプラン需給想定においてこのような間違いを生じた原因は、需給計算においては、需要水量から差し引く既開発水量（既存水源の現況利用可能量）は供給量でなければならないのに、昭和43年基準による需要量を用いたことにある。

2 第一審判決

(1) これに対して、第一審判決は、上記の「既開発水量166,683千 m^3 」は、昭和43年（設楽ダム計画基準年）における需要量であることを認めた（第一審判決書p72）。

しかし、第一審判決は、現況で利用可能な水量は降雨条件や河川の流況によって大きく変動するものであり、既存の利水施設の整備計画で定められた計画水量を常に利用することができるわけではないとし、こうした点を考慮すると、農業用水の新規需要水量を計算するに当たり、計画基準年（昭和43年）という一定の年における降雨条件等の下で、河川やダム貯留水という既存の水源に依存する水量（控訴人代理人注・既存の水源に依存する需要量）をもって既開発水量とすることは合理性を欠くものであるとはいえない、という。

(2) 第一審判決は、現況で利用可能な水量は降雨条件や河川の流況によって大きく変動するので、既存水源である豊川総合用水の整備計画で定められた計画供給水量を常に利用できるわけではないので、降水量が比較的多かった昭和43年（設楽ダムの計画基準年）での河川水依存の既存水源の需要量（控訴人代理人注・降水量が多いため有効雨量が多いので粗用水量が少なくなって、河川水に依存する既存水源の需要量は少なくなる）をもって、供給量を用いるべき既開発水量とすることは合理性を欠くものであるとはいえない、というのである。

3 豊川総合用水の供給可能量

(1) しかし、既存水源である豊川総合用水の供給水量を定めた豊川総合用水整備計画の計画基準年（昭和22年）のほうが昭和43年（設楽ダムの計画基準年）よりも降水量が少なく降水条件に恵まれておらず、既に豊川総合用水が完成しているときは、上記第一審判決のようにはいえない。計画された水源施設が完成すれば、昭和43年よりも降水量が少ないため河川流況が乏しいので、河川水利用可能量のより少ない昭和22年においても計画供給量の供給が可能となっているからである。

乙9国土審議会第6回水資源開発分科会（2006年2月3日）の資料8「供給施設の安定性評価」に、昭和22年から平成14年までの55年間の年降雨量の図が記載されている。図2-1はこれに該当年等を注記として加筆したものである。

図2-1のように、豊川総合用水の計画基準年の昭和22年は、昭和22年～平成14年までの豊川水系フルプラン策定前近年55年間では2番目の少降水量年であり、2/55の渇水年である。昭和43年はもちろん、一般的な利水計画で基準となる1/10（5～6/55）を大きく上回る渇水規模で、豊川水系フルプランの近年2/20の平成8年よりも降水量の少ない年であった。豊川総合用水を含む豊川用水の供給水量は、このような近年2/55の渇水年の昭和22年の降水条件のもとでの供給水量である。

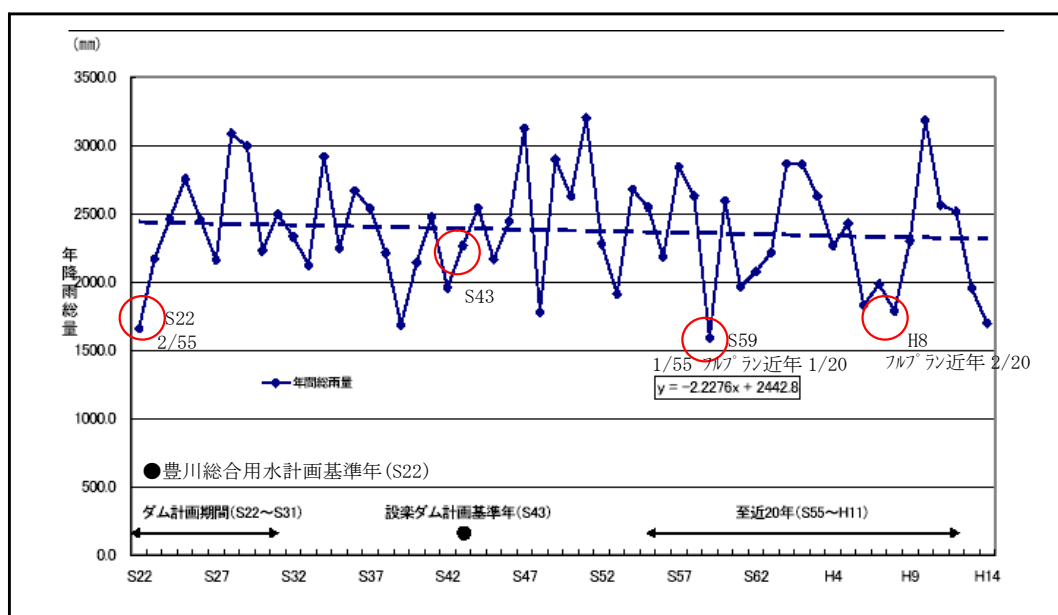


図2-1 豊川水系 年降水量（昭和22年～平成14年）

国土審議会第6回水資源開発分科会（2006年2月3日）資料8に加筆

上記したように、乙11『豊川総合用水土地改良事業事業変更計画書』は豊川総合用水についての施設計画書である。「5. 水源計画」では、需要量である不足水量の次ぎに、これに対する供給量と供給施設である水源依存量として、大島ダム、万場調整池等の個々の水源名とその供給水量が記載されている。この記載によって、昭和22年の降水条件のもとで、計画されている個別の水源施設がどれだけの水量を供給するかが明記されている。豊川総合用水のこれらの新規水源施設が完成すれば、上記2/55規模年の昭和22年の降水条件のもとで計画供給水量197,100千 m^3 の供給が可能なのである。

既に、豊川総合用水は、平成15（2003）年度から水源施設が満水になって実質的に利用できるようになっている（甲25の2）。取水実績も197,100千 m^3 を上回っている（乙33、34の1～10）。したがって、現在は、上記2/55規模年（昭和22年）の降水条件のもとで、197,100千 m^3 の供給が可能となっているのである。

(2) また、豊川水系フルプラン説明資料（甲6の2）では、農業用水の供給は、表2-1豊川水系フルプラン説明資料（農業用水供給）のようになっている。

表2-1 豊川水系フルプラン説明資料（農業用水供給）

【供給】		(単位: m^3/s)		
H27	用途	農業用水		
	事業名 \ 県名	愛知	静岡	小計
新規	設楽ダム	0.34	—	0.34
開発水量 (既計画で手当済み)	豊川総合用水	1.50	—	1.50
その他	豊川用水	4.75		4.75
合計		1.84	—	6.59
		4.75		

注1：上記表中の農業用水の水量は、年間平均取水量である。

豊川水系における水資源開発基本計画」説明資料（2）〈農業用水の県別需給想定一覧表〉より

農業用水の供給水量は、注により「年間平均」取水量であるので、既開発の豊川総合用水1.50 m^3/s と豊川用水4.75 m^3/s の合計6.25 m^3/s の年間取水量は、次の計算のように197,100千 m^3 である。

[計算]

$$6.25 \times 60 \times 60 \times 24 \times 365 = 197,100,000$$

したがって、上記豊川水系フルプランの農業用水需給想定における既開発水量は、166,683千 m^3 でなく、正しくは197,100千 m^3 なのである。

4 まとめ

新規水源の必要性を検討するための水需給計算において、農業用水であれ都市用水であれ、既存水源では供給不足水量となる新規需要水量（即ち新規水源による供給必要水量）は需要量に対して供給不足となる水量であるから、需要量から既存水源の供給可能量を差し引いて求めるものである。農業用水では、需要量である粗用水量から差し引きする既存水源の現況利用可能量（地区内利用可能量と既存水源利用可能量）は供給量でなければならない。

例えば、乙11豊川総合用水土地改良事業事業変更計画書では、「5.水源計画」で、これと同じ計算が行われ、需要量である粗用水量から現況利用可能水量の豊川自流および既存水源施設の供給量を差し引きして供給不足となる不足水量が記載され、これに対する新規水源として個々の新規水源施設名とその水量が明記されている。この記載によって、近年2/55の渇水規模の昭和22年の降水条件のもとで、豊川総合用水による各水源施設がどれだけの水量を供給するかが明らかにされているのである。豊川総合用水のこれらの新規水源施設が完成すれば、利水計画の基準である1/10を上回る2/55規模年の昭和22年の降水条件のもとで計画供給水量197,100千 m^3 の供給が可能なのである。

しかし、豊川水系フルプランの農業用水需給想定は、新規水源の必要性を検討するための水需給計算において、既存開発水源の現況利用可能量（既開発水量）として需要量166,683千 m^3 を使用しており、既存開発水源となっている豊川用水および豊川総合用水の供給可能量197,100千 m^3 を用いておらず、需給計算に用いるものを誤っているのである。

豊川水系フルプランの農業用水需給想定は、需給計算を間違っているという基礎となる事実には誤りがある。

III 原審の応答（原判決の記載）

原判決は、「第2 事案の概要」の「4 争点に関する当事者の主張」に上告人の上記主張を事実に記載せず、当然、事実及び理由の「第3 当裁判所の判断」

においてもこれに対する判断を記載せず、判決で何も述べなかった。特に、上記上告人の原審における主張(2)の第一審判決を受けて主張していること（豊川総合用水の基準年の昭和22年は、設楽ダム計画基準年の昭和43年を上回り、水需給計画において基準となる渇水規模1/10をも上回る近年2/55規模の渇水年であり、豊川総合用水の完成によってこのような厳しい降水条件の下で年197,100千 m^3 の供給が可能となっているので、既開発水量は197,100千 m^3 である）について何も記述しなかった。

上告人の原審における上記主張によって、豊川総合用水を含む豊川用水の既開発水源によって水需給計画で基準となる渇水規模1/10を上回る近年2/55規模の渇水年の下で年197,100千 m^3 の供給が可能となっているので、農業用水の需給計算において用いるべき既開発水量は197,100千 m^3 であり、これを166,683千 m^3 とする豊川水系フルプランの農業用水の需給計算は間違っていることが明らかとなっている。

住民訴訟においては、財務会計行為である設楽ダムの農業用水に係る費用負担金の支出の原因となっている豊川水系フルプランの策定が合理的な裁量にゆだねられているとしても、財務会計行為時においてその基礎となる事実が客観的、実証的な事実と乖離していて事実の基礎を欠いていると認められるときは（裁量の逸脱・濫用の判断基準①）、著しく合理性を欠いていて予算執行の適正確保の見地から看過できない瑕疵があったものと認められ、財務会計上の違法があると認められるのである。

上告人が上記のように実績事実に基づく主張をしているのであるから、原審は、原判決に上告人の追加の主張として取り上げ、判断をしなければならないのに、これをしなかった。原審が上告人の上記主張に対して原判決に何も記載せず述べなかったのは、豊川水系フルプランの農業用水の需給計算は間違っており、設楽ダムの農業用水0.339 m^3/s （年平均）は事実の基礎づけを欠いていて不要であることが明らかとなっていることを隠蔽するためと見ざるをえない。

IV 結論

よって、原判決には民事訴訟法312条2項6号の判決に理由を付さない違法がある。

第3 洪水調節（洪水対策）

原判決には民事訴訟法 3 1 2 条 2 項 6 号の判決に理由を付さない違法がある。

I 前提となる事実

設楽ダム基本計画において、建設の目的とする洪水調節は、豊川の設楽ダムの建設される地点における計画高水流量 1, 4 9 0 m³/s のうち、1, 2 5 0 m³/s の洪水調節を行うとされている。

設楽ダム基本計画の基礎となっている豊川水系河川整備計画では、設楽ダムを建設することが以下のように記載されている（「/」は改行を示す）。

河川整備計画の目標においては、洪水及び高潮による災害発生の防止に関する目標として、「戦後最大流量（4, 6 5 0 m³/s）となった昭和 4 4 年 8 月洪水が再来した場合の水位をほぼ全川で計画高水位以下に低下させ、破堤等による甚大な被害を防止するとともに、霞堤地区の浸水被害を軽減する。」

洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項においては、「本計画の目標である戦後最大洪水が再来した場合の水位を計画高水位以下に低下させるための対策としては、引堤や河道内の掘削等による流下断面の確保並びに洪水調節施設の設置が考えられる。/引堤による対策は、本川下流部の狭窄部対策として、昭和 4 6 年度から 1 5 年間を要し、約 1 0 0 戸の家屋移転を伴う築堤等を実施するなど、現状では霞堤を除くほとんどの堤防が整備されており、新たに沿川家屋の移転が伴う引堤による対策は現実的ではない。/次に、大規模な河道内樹木の伐採や低水路の拡幅（高水敷の掘削）は、豊川の象徴である樹木群に代表される良好な自然環境や景観が大幅に損なわれることとなる。/このため、本計画では、ダムや遊水地などの新たな洪水調節施設や既設の放水路改築等について比較検討するとともに、河川の適正な利用や流水の正常な機能の維持を併せて総合的に勘案した結果、流下断面の不足している箇所において樹木群の必要最小限の伐採及び低水路拡幅を実施するとともに設楽ダムの建設を併せて行い、所要の水位低下を図る。」

II 上告人の原審における主張

上告人は、原審において、洪水調節（洪水対策）に関して以下の通り主張した（第 7 準備書面 p 7 5 ~ 8 3）。

1 部分的な河道改修によって洪水対策が可能である

(1) 部分的な河道改修のみによる洪水対策の可能性

(ア) 豊川水系河川整備計画による洪水対策

豊川水系河川整備計画では、豊川の洪水対策として以下のことを行っている。

- ①河道改修 洪水時の水位低下を図るための低水路拡幅、河道内樹木の一部伐採及び旧堤撤去
- ②霞堤対策 下条、賀茂、金沢の各霞堤：小堤（低い高さの堤防）の設置、建築物の建築制限等の土地利用規制等、牛川霞堤：締め切り
- ③設楽ダムによる洪水調節

上記のうち、①と③は洪水位の低下のための対策である。①の部分的な河道改修の方法によって、整備目標洪水において水位を計画高水位以下にできれば、③は不要である。

(イ) 部分的な河道改修による水位低下効果

(a) 豊川水系河川整備計画で予定されている河道改修として、表3-1のように、部分的な低水路の拡幅と樹木の伐採がある（甲11豊川水系河川整備計画p23）。

表3-1 豊川水系河川整備計画 水位低下河道改修の施工場所と内容

目的	河川名	本支川の別	場所	左右岸の別	距離標(k)	主な工事の内容
水位低下対策	豊川	本川	豊橋市大村町	右岸	7.6~8.8	低水路拡幅
〃	〃	〃	豊橋市石巻本町	左岸	13.4~13.8	樹木伐採
〃	〃	〃	豊橋市賀茂町	左岸	17.2~17.6	旧堤撤去
〃	〃	〃	豊橋市賀茂町	左岸	17.4~17.6	樹木伐採
〃	〃	〃	豊川市豊津町	右岸	18.4~20.4	低水路拡幅
〃	〃	〃	豊橋市賀茂町	左岸	18.4~19.0	旧堤撤去
〃	〃	〃	豊川市金沢町	左岸	19.8~20.8	〃
〃	〃	〃	豊川市江島町	左岸	20.4~20.8	低水路拡幅
〃	〃	〃	豊川市東上町	右岸	22.0~23.0	〃
〃	〃	〃	新城市 <small>ひとくわだ</small> 一畝田	左岸	23.0~24.8	〃

国土交通省中部地方整備局『豊川水系河川整備計画』より

これらの場所の部分的な河道改修によって当該区間の水を流せる流下容積（河積）が増えるので、水位が下がる効果がある（嶋津調書p25）。

現況河道で豊川水系河川整備計画の整備目標洪水の昭和44年8月洪水再来時の水位が計画高水位を上回るところは、図3-1の上の赤色部分のように、11.6km地点付近の豊川放水路分岐点より上流であり、それも、ところどころ突出している（甲67p13）。そこは表3-1の水位低下対策が行われる河道容積が小さい区間である。

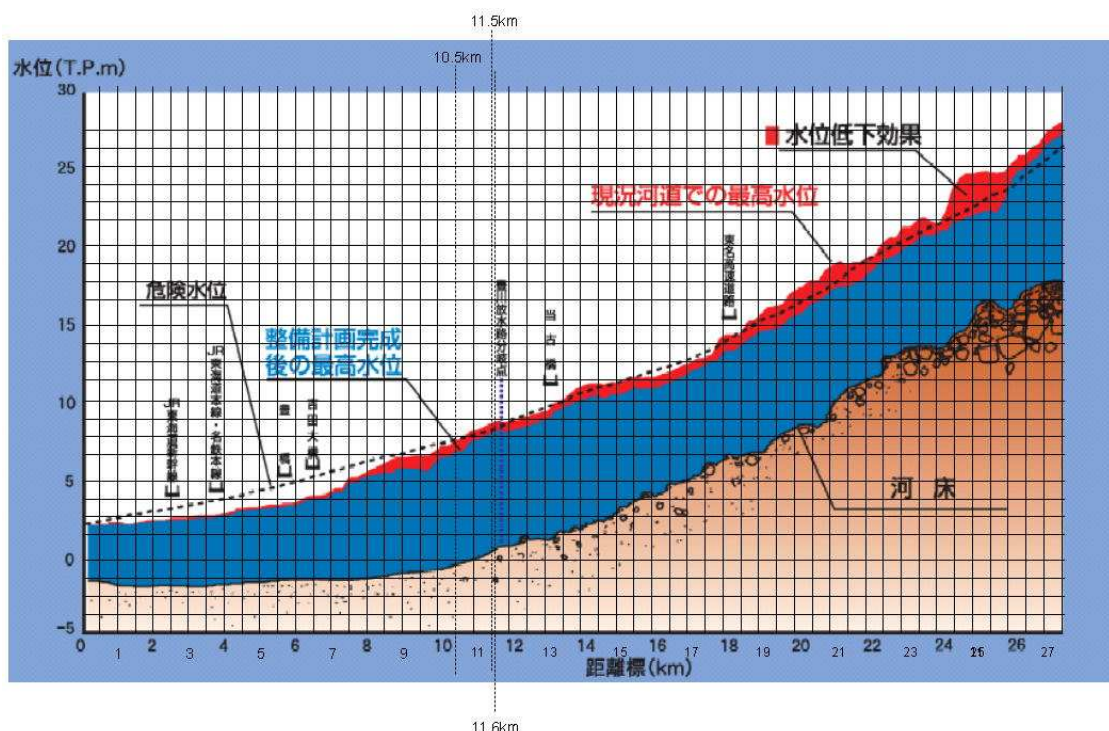


図3-1 昭和44年8月洪水が再来したときの水位

国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所『とよがわの川づくり』より
 (補助線と補助数値は上告人代理人が加筆)

現況河道に対して、部分的な水位低下対策としての部分的な河道改修と設楽ダムを建設する整備計画完成後の水位は下の青色部分のように、でこぼこがなくなって一様に低下している。このようにでこぼこであった水位が一様に低下したのは、当該場所の河道容積が部分的な河道改修によって拡大したことの効果である。ダムでは部分的に水位を低下させることはできない。このように、ダムでは部分的な水位低下を図ることはできないので、豊川水系河川整備計画で河道容積が小さい区間の部分的な水位低下を図るために表3-1の河道改修を行うことになっているのはそのためである。

(2) 豊川水系河川整備計画における代替案の検討

(ア) 豊川水系河川整備計画では、豊川の洪水対策として、①河道改修、②霞堤対策、③設楽ダムによる洪水調節の方法を検討していた。

部分的な河道改修のみによって水位低下効果が得られ、部分的な河道改修は豊川の洪水対策上有効な方法であり、設楽ダムを建設せずとも洪水対策を達成することができるにもかかわらず、豊川水系河川整備計画の策定においては、この検討が全くなされていない。

(イ) 豊川水系河川整備計画を策定するため、河川法16条の2第3項に基づいて設置された明日の豊川の考える流域委員会において、豊川の洪水対策の代替案が河川管理者から説明され、審議・検討されている。

乙15（明日の豊川を考える流域委員会第16回委員会資料）では、「(2)修正・代替案」において、豊川水系河川整備基本計画での設楽ダムを含む洪水対策を「素案」として検討している。

乙15資料6-2では、豊川水系河川整備基本計画における河道改修と組み合わせる以下の6案について可能になる洪水処理能力を算定している。

- ① 豊川水系河川整備基本計画素案
- ② B1素案河道＋放水路浚渫
- ③ B2素案河道＋放水路浚渫（同上）＋牟呂松原遊水池
- ④ B3素案河道＋放水路浚渫（同上）＋牟呂松原遊水池＋大村遊水池
- ⑤ B4素案河道＋樹木全体伐採
- ⑥ B5素案河道＋低水路全体拡張

乙15の検討結果では、①のB1素案の河道改修のみで4,300 m³/sの洪水処理能力があり、昭和44年8月洪水4,650 m³/sに対しては、殆ど河道だけで対応可能となっている。昭和44年8月洪水4,650 m³/sに対して水位を計画高水位以下にするには、残り350 m³/sを計画高水位以下で流下できるよう河道流下能力を増やせばよいだけである。

そのため、河道改修案の一つとして、残り350 m³/sを流下できるような河道改修案を考えるのは当然のことであり、素案河道を拡大することで、残り350 m³/sを流下できる河道にする河道改修案の検討は、最も初歩的、基礎的な洪水対策検討方法である。

しかしながら、乙15では、素案河道以外の河道改修を行う方法としては、

⑤のB4素案河道+樹木全体伐採と⑥のB5低水路全体拡張が検討されたのみであり、極端な全面的な樹木の伐採と低水路の拡張しか検討されていない。

そして、このような全面的な河道改修は豊川の豊かな河畔林は失われるとして、採用されなかった。これでは、最初から採用できないことが分かっている河道の全低水路の拡張と全樹木の伐採案しか河道改修の代替案にしていけないものである。

より現実的な、素案とこれらの極端な案の中間に位置する、素案河道に低水路拡張を一部拡大し河道樹木の伐採を一部拡大する案は、全く案とされることもなく、検討されていないのである。

そして、洪水処理能力は、⑤のB4素案河道+樹木全体伐採では4,950 m³/sと、昭和44年8月洪水の流量を300 m³/s上回り、⑥のB5全低水路拡張では6,550 m³/sと、同洪水を1,900 m³/sも上回るという過剰な洪水処理能力があることを確認している。

そうすると、このような必要以上の過大な洪水処理能力が得られる極端な河道改修案ではなく、水位を計画高水位以下にするようになる素案河道に低水路拡張を一部拡大し河道樹木の伐採を一部拡大する河道改修案の検討の必要性が現実化しているのである。この一部の河道改を行うことのみによって、昭和44年8月洪水に対応でき、その結果、設楽ダムは必要がなくなるのである。

- (3) 部分的な河道改修のみで洪水対策が可能であることが明らかになった
(部分的な河道改修のみで水位を計画高水位以下に経済的にできる)

(ア) 国土交通省に設置された「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の意見に基づいてダム事業の検証が行われることになり、国土交通省中部地方整備局の設楽ダム建設事業の検証において、「設楽ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」が設けられた。その第2回検討の場（平成23年2月15日）において、資料3として、「複数の治水対策案の立案」（甲170）が配付された。そこには治水対策案として、河川整備計画（p8）のほかに部分的に河道掘削する治水対策案2（河道掘削+霞堤存置）案（p10）が示されていた。

上記資料3複数の治水対策案の立案（甲170）には、河道掘削区間と掘

削範囲等の掘削内容と改修後の水位が全く示されていないので、上告人代理人において、河道掘削と樹木伐採についての縦断方向および横断方向の内容、およびそのもとでの豊川水系河川整備計画の整備目標洪水である昭和44年洪水が再来したときの水位縦断図等の文書の開示請求をし、文書の開示がなされた（甲171）。治水対策案2によって、豊川水系河川整備計画の整備目標洪水である昭和44年洪水が再来したときの水位は計画高水位以下にできることが明らかになった。

(イ) 河川整備計画と治水対策案2の比較

甲170 p 8では、河川整備計画は、概算コスト約1200億円（このうちのダム建設費用は洪水対策ダムの建設費用ではなく、多目的ダムである設楽ダムの事業費の中の洪水調節分であり、これだけでは洪水対策の目的を果たすダムは建設できないことに留意しなければならない）、河道改修量は河道掘削35万 m^3 、樹木伐採20万 m^3 と説明されている。

これに対し、部分的な河道改修の案である治水対策案2は、甲170 p 10では、概算コスト約1200億円、河道改修量は河道掘削180万 m^3 、樹木伐採45万 m^3 と説明されている。概算コストは両方とも同じである。河道改修量については、治水対策案2は掘削等のやり方によって、掘削量等はもっと少なくすることは可能である。

河川整備計画では、今後なされる河道掘削は全て11.6 kmより上流であり（注・河川整備計画で計画されていた7.8 km～8.8 km（大村地区）の低水路拡幅は完了しているということである）、掘削量33.6万 m^3 、樹木の伐採は20万 m^3 である（甲171の末尾表）。これに対して治水対策案2では、今後なされる河道掘削は141.3万 m^3 （以下「対策案2掘削量」とする）で、樹木伐採は23.6万 m^3 であり、対策案2掘削量141.3万 m^3 のうち、100万 m^3 が11.6 kmより上流、41.3万 m^3 が同地点より下流である（甲171の2の末尾表）。

11.6 kmより下流は、図3-1のとおり、河川整備計画による改修前の河道でも、河川整備計画の目標である昭和44年洪水再来時の計算水位は計画高水位を、10.5 km付近から11.5 km付近が僅かに上回っているだけでほぼ下回る、それもかなり下回っているので、河道掘削や樹木伐採は必要が

ない。せいぜい河道掘削は10.4 km～11.4 kmの150,784 m³（甲171の2の末尾表）で足りる。したがって、治水対策案2で今後必要な河道掘削量は、141.3万m³ではなく、そのうちの11.6 kmより上流の100万m³（対策案2掘削量の71%）、多くても10.4 kmより上流の115.1万m³（対策案2掘削量の81%）である（注・上記のように河川整備計画で計画されていた7.8 km～8.8 kmの低水路拡幅は完了しているので、8.8 km付近の水位は、さらに掘削をしなくても整備前に比べて下がっている）。この河道掘削量の河川整備計画の掘削量33.6万m³からの増加量は66.4万ないし81.5万m³である。この程度の河道改修量の増加で治水目的を達成することが可能なのである。

河川整備計画と治水対策案2のコストを比較すると（甲172）、今後完成までに要する費用は、河川整備計画は690億円、治水対策案2は710億円となっている。このコスト計算を前提としても、治水対策案2で本当に必要な河道改修は、141.3万m³ではなく、100万m³（11.6 kmより上流のみを河道改修した場合、対策案2掘削量の71%）ないし115.1万m³（10.4 kmより上流のみを河道改修した場合、対策案2掘削量の81%）であるから、必要な費用は710億円の71%の504億円ないし81%の575億円である。上記の説明を図にすると、図3-2の通りとなる。

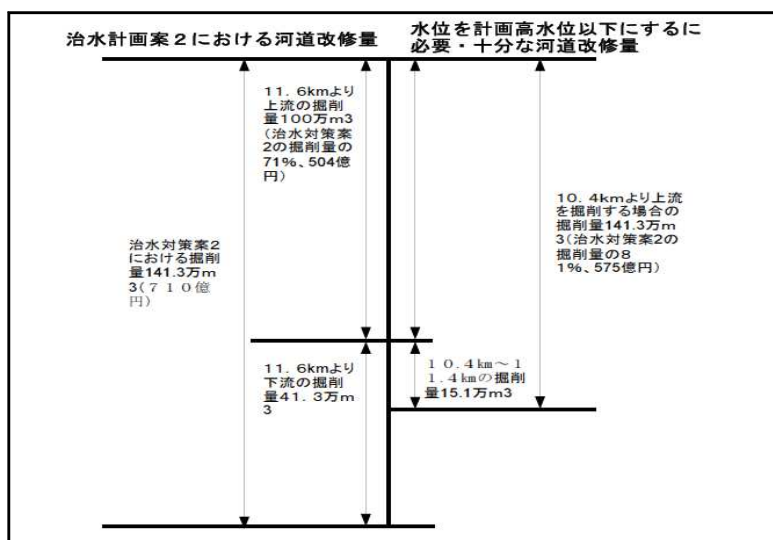


図3-2 治水対策案2と実際に必要な河道改修との比較

これは、河川整備計画の690億円よりも（上記のように、河川整備計画はダム建設費用は洪水対策ダムの建設費用ではなく、多目的ダムである設楽

ダムの事業費の内の洪水調節分であり、これだけでは洪水対策の目的を果たすダムは建設できないことに留意しなければならない) 27%・186億円ないし17%・115億円も安い。そのうえ、掘削量を減少することによって、さらなる費用の節減が可能である。コスト比較からみて、部分的な河道改修案の治水対策案2のほうが設楽ダムを含む河川整備計画よりも優れている。

2 小括

以上のとおり、10.4kmより上流の河道改修をするという方法で、豊川水系河川整備計画の整備目標洪水である昭和44年洪水が再来したときの水位を計画高水位以下にでき、それも設楽ダムの建設よりも安い費用でできるのに、豊川水系河川整備計画の策定においては、河道改修は全面的な河道改修のみを検討するだけで部分的な河道改修は全く検討されていない。

豊川水系河川整備計画の策定において、部分的な河道改修を全く検討しなかったのは、最初から設楽ダムありきで、設楽ダムが不要となる案を最初から排除していたものといわねばならない。

このように豊川水系河川整備計画の策定においては、部分的な河道改修という洪水対策における河道改修として本来考慮検討すべき案を排除して全く検討することなく、河道改修案としては到底採用される余地のない全面的な河道改修案のみを検討しており、豊川水系河川整備計画は洪水対策として本来考慮検討されるべきことを全く検討せずに計画が策定されているのである。

III 原審の対応（原判決の記載）

1 「第2 事案の概要」の争点に関する当事者の主張の記載

原審は、原判決で、「また、設楽ダムの検証に係る「設楽ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」においては、治水対策案として、第2回の配付資料「複数の治水対策案の立案について」（甲170）中に、河川整備計画のほか、部分的に河道掘削を行い、霞堤を存置する「治水対策案2」が示されており、これによれば、推移縦断図（甲171）が示すとおり、昭和44年8月洪水規模の洪水の水位を計画高水位以下にすることが出来る。そして、事業費は、河川整備計画及び治水対策案2とも約1200億円である（ただし、河川整備計画については、設楽ダムの事業費中の洪水調節分）が、河川整備計画についてはほかに

河道掘削及び樹木伐採が必要であり、今後河口からの距離が11.6 kmである地点より上流での河道掘削及び樹木伐採が予定され、完成までに要する額は690億円であるのに対し、これより下流においては、河川整備計画による改修前においても、昭和44年8月洪水規模の洪水の計算水位は、一部区間を除いて計画高水位を相当程度下回っており、河道掘削及び樹木伐採はほぼ不要であるから、治水対策案2によった上、更に上記11.6 kmより上流における部分改修にとどめることにより、今後完成までに要する費用710億円を504億円程度に収めることが可能である。」(原判決書p12～13)と記載する。

しかし、上告人は上記のように、11.6 kmより上流における部分改修にとどめることだけを主張しているのではない。すなわち「11.6 kmより下流は、・
・・せいぜい河道掘削は10.4 km～11.4 kmの150,784 m³ (甲171の2の末尾表)で足りる。したがって、治水対策案2で今後必要な河道掘削量は、11.6 kmより上流の100万m³ (対策案2掘削量の71%)、多くても10.4 kmより上流の115.1万m³ (対策案2掘削量の81%)である。この河道掘削量の河川整備計画の掘削量33.6万m³からの増加量は66.4万ないし81.5万m³である。この程度の河道改修量の増加で治水目的を達成することが可能なのである。河川整備計画と治水対策案2のコストを比較すると(甲172)、今後完成までに要する費用は、河川整備計画は690億円、治水対策案2は710億円となっている。このコスト計算を前提としても、治水対策案2で本当に必要な河道改修は、141.3万m³ではなく、100万m³ (11.6 kmより上流のみを河道改修した場合、対策案2掘削量の71%)ないし115.1万m³ (10.4 kmより上流のみを河道改修した場合、対策案2掘削量の81%)であるから、必要な費用は710億円の71%の504億円ないし81%の575億円である。これは、河川整備計画の690億円よりも27%・186億円ないし17%・115億円も安い。」、「小括／以上のおり、10.4 kmより上流の河道改修をするという方法で、豊川水系河川整備計画の整備目標洪水である昭和44年洪水が再来したときの水位を計画高水位以下にでき、それも設楽ダムの建設よりも安い費用でできる」と主張しているのである。

上告人は上記下線部、特に「小括」と題する部分のように、部分的河道改修案としては、水位が計画高水位以下になる10.4 kmより上流の部分的河道改修を

主張しているにもかかわらず、原審は、これを無視して、原判決に上告人の主張として記載せず、むしろ、部分的に10.4 kmから11.6 kmで水位が計画高水位を越える11.6 kmより上流の部分的河道改修が上告人の主張であると記載している。そして、当事者の主張に記載しないことによって、上告人が主張した水位が計画高水位以下になる10.4 kmより上流の部分的河道改修案を河川整備計画の策定において検討しなかったことについて判断せず、このような検討をせずに策定された河川整備計画に予算執行の適正の確保の見地から看過できない瑕疵があるかについて判断しなかった。

2 「第3 当裁判所の判断」における判断の記載

原判決は、「なお、控訴人らは、豊川水系河川整備計画による河道改修のみでも4300 m³/sの洪水処理能力が得られ、昭和44年8月洪水規模の洪水にも対策が可能である旨、設楽ダムの検証に係る「設楽ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の配付資料「複数の治水対策案の立案について」（甲170）中に示されていた、部分的な河道掘削及び霞堤存置による案によれば、昭和44年8月洪水規模の洪水により水位が計画高水位以上になる可能性がある箇所があるとしても、それらの数は限定され、超過分も20 cmから30 cm以下であるから、堤防の嵩上げや連続地中壁工法などによる堤防の補強による対応が可能である旨を主張するが、これらの趣旨を勘案しても、上述した所からすれば、設楽ダムの建設を含む同計画の治水計画が、河川管理者に与えられた裁量権の範囲を逸脱するものであるという事は出来ない。」（原判決書p42、なお原判決書p13(32)）とする。

しかし、原判決がいう「豊川水系河川整備計画による河道改修のみでも4300 m³/sの洪水処理能力が得られ、昭和44年8月洪水規模の洪水にも対策が可能である旨・・・昭和44年8月洪水規模の洪水により水位が計画高水位以上になる可能性がある箇所があるとしても、それらの数は限定され、超過分も20 cmから30 cm以下であるから、堤防の嵩上げや連続地中壁工法などによる堤防の補強による対応が可能である旨を主張する」というのは、原審第1準備書面（控訴理由書）p66～68、71～72である。そこでは、豊川水系河川整備計画による部分的河道改修で、昭和44年8月洪水規模の洪水により水位が計画高水位以上になる可能性がある箇所があるとしても、それらの数は限定され、超過分も

20 cmから30 cm以下であると主張していたのである。これは、豊川水系河川整備計画での部分的河道改修に基づく主張であって、設楽ダムの検証に係る「設楽ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の配付資料「複数の治水対策案の立案について」（甲170）中に示されていた治水対策案2に基づく部分的河道改修案すなわち10.4 kmより上流の部分的河道改修案の主張ではない。

原審第1準備書面（控訴理由書）の陳述後に公開された設楽ダムの検証に係る「設楽ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の配付資料「複数の治水対策案の立案について」（甲170）の根拠資料によって、10.4 kmより上流の部分的河道改修のみによって、水位を計画高水位以下にできることが明らかになったのである。上告人は、これに基づいて、原審第1準備書面（控訴理由書）の内容を深化し変更させて、原審第7準備書面で、10.4 kmより上流の部分的河道改修をする方法で、豊川水系河川整備計画の整備目標洪水である昭和44年洪水が再来したときの水位を計画高水位以下にでき、それも設楽ダムの建設よりも安い費用でできるということ明らかにし主張しているのである。

3 小括（上告人の主張の意図的な歪曲）

住民訴訟においては、財務会計行為である設楽ダムの洪水調節に係る費用負担金の支出の原因となっている豊川水系河川整備計画の策定が河川管理者の合理的な裁量にゆだねられているとしても、判断の過程において考慮すべき事情を考慮していなかったり、考慮すべきでない事情を考慮していることにより、その内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められるときは（判断基準③）、著しく合理性を欠いていて予算執行の適正確保の見地から看過できない瑕疵があったものと認められ、財務会計上の違法があると認められるのである。

上告人が主張した10.4 kmより上流の部分的河道改修案は、豊川水系河川整備計画の整備目標洪水である昭和44年洪水が再来したときの水位を計画高水位以下にでき、それも設楽ダムの建設よりも安い費用でできるものであり、これは河川整備計画の策定において検討対象とすべき代替案である。これを検討しなかった豊川水系河川整備計画は、河川整備計画の策定が河川管理者の合理的な裁量にゆだねられているとしても、河川整備計画の策定において考慮すべき事情を考慮しなかったものであり、このような豊川水系河川整備計画の内容は、社会通念とりわけ洪水対策に関する社会通念に反しており、著しく妥当性を欠いている。そ

して、同計画、ひいては設楽ダム基本計画には予算執行適正の確保の見地から看過できない瑕疵があると認められるのである。

原審は、原判決に、上告人の主張を10.4 kmより上流の部分的河道改修とは記載せず、11.6 kmより上流の部分的改修として記載して、判決では上告人からは10.4 kmより上流の部分的河道改修の主張はなかったようにして、全く判断しなかったのである。それは、上告人の10.4 kmより上流の部分的河道改修の主張が判決に記載されているのは、河川整備計画の策定において考慮すべき代替案を検討しなかったことになり、河川整備計画の策定において考慮すべき事情を考慮しなかったことになってしまい、上告人の主張を退けるには都合が悪いので、上告人の主張を11.6 kmよりの上流の改修の主張に歪曲して記載したものとわざるをえない。

IV 結論

よって、原判決には、民事訴訟法312条2項6号の判決に理由を付さない違法がある。

第4-1 流水の正常な機能の維持（牟呂松原5 m³/s・動植物の生息等確保）

原判決には民事訴訟法312条2項6号の判決に理由を付さない違法がある。

I 前提となる事実

設楽ダム基本計画において、建設の目的とする流水の正常な機能の維持（以下、「流水正常機能維持」ともいう）は、下流の既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進を図るとされている。

設楽ダム基本計画の基礎となっている豊川水系河川整備基本方針では、主要な地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量（以下、「流水正常機能維持流量」、「正常流量」ともいう）に関する事項として、牟呂松原頭首工（直下流）地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、利水の現況、動植物の保護・漁業、塩害の防止などを考慮し、概ね5 m³/sとされている。そして、同河川整備基本方針に基づく設楽ダム基本計画の基礎となっている豊川水系河川整備計画では、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標として、渇水時における河川環境の回復を図るため、牟呂松原頭首工（直下流）地点や大野頭首工（直下流）地点における河川流量の増加に努めるものとし、その際、牟呂松原頭首工（直下流）地点において5 m³/sに・・・

利水上の制限流量を設定し、河川流量を保全するとされ、設楽ダムを建設し、流水の正常な機能の維持のうち、渇水時における河川流量については、牟呂松原頭首工（直下流）地点・・・における利水上の制限流量を適正に運用することにより、渇水時の河川流量を牟呂松原頭首工（直下流）地点において約 2 m³/s から約 5 m³/s に、流量増加に努め、豊川における動植物の保護、漁業、観光・景観、流水の清潔の保持といった河川環境の保全を可能とされている。

豊川水系河川整備基本方針における流水の正常な機能を維持するため必要な流量であり、豊川水系河川整備計画における利水上制限流量である牟呂松原頭首工（直下流）地点の 5 m³/s は、豊川水系河川整備基本方針の流水の正常な機能を維持するための必要な流量資料によれば、動植物の保護・漁業として、代表魚種（アユ、アマゴ、オイカワ、ウグイ、ヨシノボリ類、カジカ）に着目し、それぞれの魚類の生息のために河川に確保すべき流量を算出し、これに牟呂松原頭首工地点より下流の水利量使用を加えて 5.2 m³/s となることを考慮して定められたとされている。そして、上記流水正常機能維持流量資料の説明資料であり、豊川水系河川整備計画の牟呂松原頭首工地点における利水上制限流量の根拠資料である利水関係資料に、この検討作業の内容が記載されている。それによれば、上記代表魚種について、漁協からの聞き取りにより、各代表魚種の生息場所及び産卵場所を確認し、最も重要な地点である江島橋下流地点を検討地点とし、最も必要流量が大きくなったアユとウグイの産卵のために必要な流量を動植物の保護・漁業のために必要な流量と設定している。

II 上告人の原審における主張

上告人は、原審において、流水の正常な機能の維持のうち、牟呂松原頭首工 5 m³/s の根拠となる動植物の生息および生育の確保のための流量に関して以下の通り主張した（第 7 準備書面 p 88～97）。

1 牟呂松原頭首工地点での利水上制限流量の過大性について

(1) 正常流量と制限流量の混同

本件で、設楽ダム建設目的の根拠となっている牟呂松原頭首工地点での利水上制限流量は、具体的・客観的な根拠がなく過大に設定されている。

本件の設楽ダムは、牟呂松原頭首工地点および大野頭首工地点で設定された利水上制限流量に基づき、牟呂松原頭首工地点および大野頭首工地点での利水

上の取水に不足する水を流水正常機能維持容量(不特定容量)から補給させることを目的として建設されている(甲11p17、33)。しかし、そこで問題となっている一定の流量について、まず豊川水系河川整備基本方針で流水の正常な機能を維持するために必要な流量として牟呂松原頭首工地点で $2\text{ m}^3/\text{s}$ であったものを増量して $5\text{ m}^3/\text{s}$ に設定された(甲10p8、甲75の2p10)が、豊川水系河川整備計画では、この牟呂松原頭首工地点 $5\text{ m}^3/\text{s}$ を利水上の制限流量に設定し、大野頭首工地点にも利水上制限流量 $1.3\text{ m}^3/\text{s}$ が設定されている(甲11p17)。

つまり、豊川水系河川整備基本方針の段階では、牟呂松原頭首工地点での正常流量 $5\text{ m}^3/\text{s}$ は、自然に流れる濁水流量としては望ましいというものでしかなかったものを、豊川水系河川整備計画では、当該流量を下回ったときは自流取水ができず上流ダムから放流する補給水によらなければならない強制的に取水を制限してダムから補給をさせる利水上の制限流量にしてしまったのである。単に正常流量であることと利水上の制限流量であることは、後者は自流取水ができず取水のためにはダムから補給をしなければならないという点で性質が全く異なるのである。

そこで問題となるのは、この利水上制限流量となる正常流量の増加によって目的とする河川環境の保全が可能であるかである。もし、後記のようにこの流量の増加が目的とする魚類の生息の確保等の河川環境の保全と関係がなかったり、それにより河川環境の保全ができなければ、流量を増加させる意味はなく、設楽ダムは基礎とすべき根拠事実を欠いていること等により必要性がなく建設根拠が欠けることになる。上記利水上制限流量の設定は理由のない変更であり、設楽ダムの 6000万 m^3 もの流水正常機能維持容量を作り出すために、意図的に行われたものであると言わざるを得ないということである。

2 正常流量の設定根拠となる、動植物の保護・漁業に関する事実の不存在

(1) 魚類の生息の検討対象であるアユ、ウグイの最も重要な産卵場所

(ア) 豊川水系河川整備基本方針の流水正常機能維持流量資料(甲75の1、2)の説明資料であり、豊川水系河川整備計画の牟呂松原頭首工地点における利水上制限流量の根拠資料である甲114『利水関係資料』に検討作業の内容が記載されている。

それによれば、検討地点の設定については、漁協からの聞き取りにより（国土交通省自らが実際に確認していないということである）、各代表魚種の生息場所及び産卵場所を確認し、「最も重要な地点である」江島橋下流地点を検討地点として設定したと述べられている（甲 1 1 4 p 1 2）。

そして、江島橋下流地点で $5.9 \text{ m}^3/\text{s}$ （牟呂松原頭首工地点で $5 \text{ m}^3/\text{s}$ ）を魚類の生息のために必要な流量としたのは、江島橋下流地点において、アユ（産卵期 9 月～11 月）とウグイ（産卵期 3 月～6 月）が産卵するために必要な水深とする 30 cm を満足する流量として $5.9 \text{ m}^3/\text{s}$ が計算されたことが根拠である（甲 1 1 4 p 1 2～1 4）。

(イ) しかし、アユの最も重要な産卵場所は、江島橋下流地点ではない。もっと下流の東名高速道路の豊川橋から豊川放水路分岐点付近までの区間である。

上告人代理人在間正史の公文書公開請求によって公開された調査資料（甲 1 7 3）では、アユの産卵場所は、平成 6 年度豊川河川水辺の国勢調査報告書では二葉近くの瀬、三上橋上流、三上橋下流、放水路付近、平成 10 年度豊川河川水辺の国勢調査報告書では行明付近（約 11.5 km）、穴ヶ瀬付近（14.0 km）、二葉ノ瀬付近（約 16.5 km）であった。また、ウグイについては産卵場所は平成 6 年度豊川河川水辺の国勢調査報告書では記載がなく、平成 10 年度豊川河川水辺の国勢調査報告書では三上橋付近（約 15.0 km）であった。

また、調査資料(甲 1 7 3)では、江島橋下流地点は平成 12 年度豊川水系環境評価業務委託報告書でわずかながらアユの卵が確認されたことの記載があるだけであった。平成 12 年度豊川水系環境評価業務委託報告書ではアユの産卵場の面積および産卵密度の詳細調査が行われ、14.5 km 三上橋下流では総産卵数約 2 億を超え、11.5 km 行明および行明下流が総産卵数約 2000 万を超えていて卵の多い「主要な」産卵場であることが記載されている。両地点は、その後の平成 13 年度、平成 14 年度、平成 21 年度の豊川河川水辺の国勢調査報告書でも産卵場として記載されている。また、ウグイについては、産卵場は平成 10 年度豊川河川水辺の国勢調査報告書で三上橋付近（約 15.0 km）の記載があり、その他の年度の豊川河川水辺の国勢調査報告書で江島橋下流付近が産卵場とする記載はなかった。

江島橋下流地点はアユの産卵場としての価値は乏しく、甲 1 1 4 『利水関係資料』でいう産卵場所として最も重要な地点ではなく、「主要な産卵場所
で最も重要な産卵場所」は、もっと下流の 1 4. 5 km 三上橋下流と 1 1. 5 km
行明付近であることが公文書開示された調査資料（甲 1 7 3）から明らか
になった。

このことは、市野和夫のアユの主たる産卵場所は東名高速道路の豊川橋前
後から豊川放水路分岐点付近であるとの聴き取り書（甲 1 4 3）および愛知
県水産試験場のアユの主な産卵場所は現在では穴ヶ瀬（1 4. 0 km）付近と
行明（1 1. 5 km）付近であるとの河川漁業調査結果（甲 1 4 4）と一致し
ている。

以上により、江島橋下流地点は、ウグイの産卵場所でないことはもちろん、
アユの産卵場所としても、甲 1 1 4 『利水関係資料』が前提とする産卵場所
として最も重要な地点ではないこと、「主要な産卵場所
で最も重要な産卵場所」は、もっと下流の 1 4. 5 km 三上橋下流と 1 1. 5 km 行明付近であること
が明らかである。したがって、豊川水系河川整備基本方針と同河川整備計画
において、江島橋下流地点におけるアユとウグイの産卵のために必要な流量
に基づいて動植物の生息のために必要な流量として設定された牟呂松原頭首
工下流における流水の正常な機能を維持するために必要な流量 5 m³/s は、事
実の基礎づけを欠いていて誤っていることが明らかになっている。

- (2) 牟呂松原頭首工地点の利水上制限流量 5 m³/s の根拠資料の甲 1 1 4 『利水関係資料』は、アユの産卵期に必要な牟呂松原頭首工からの放流量として、
5 m³/s を導き出している。しかし、最近 1 2 年間のアユの産卵時期である 9 月
の終わりから 1 1 月の初めの 5 1 日間・合計日数 6 1 2 日のうち、牟呂松原頭
首工放流量が 5 m³/s を下回った日数は合計で 2 3 日とごく限られた日数であ
り、1 2 年間のうち 8 年間は 5 m³/s を下回った日が 0 である。最もひどい渇水
となった平成 6 (1 9 9 5) 年でさえ、産卵の盛期である 1 0 月中に 5 m³/s を下
回ったのは 8 日間だけであった。

また、甲 1 1 4 『利水関係資料』での魚類への影響の検討は、産卵期間を通
じて常に当該産卵に必要な水深が確保されていなければならないことが前提と
なるが、そのような前提は誤っている

(3) 以上、特に上記(1)の根拠となった利水関係資料はアユ、ウグイの産卵場所として最も重要な地点を必要流量の検討場所としているが、それは江島橋下流地点ではなくもっと下流であり、利水関係資料は検討場所を誤っていることからすれば、アユの産卵のために牟呂松原頭首工下流で常時5 m³/sを確保する必要性は乏しく、アユの産卵のために同頭首工の利水上の制限流量5 m³/sを設定することは、事実による基礎づけを欠いている。したがって、豊川水系河川整備基本方針の流水の正常な機能を維持するために必要な流量（河川維持流量）で豊川水系河川整備計画の利水上制限流量の牟呂松原頭首工直下流地点5 m³/sは、事実による基礎づけを欠いていて誤っている。

III 原審の対応（原判決の記載）

1 原判決の記載

原判決は、「第2 事案の概要」の争点に関する当事者の主張の記載において、上告人の主張を「豊川水系河川整備計画に係る流水の正常な機能を維持する流量等について説明した「利水関係資料」（甲114）によれば、アユ、ウグイその他7魚種を選定し、江島橋地点における横断測量及び流速観測の結果に基づき、動植物の生息及び生育に必要な流量を5.2 m³/sと設定したとされている。しかし、上記江島橋地点はアユの産卵場所でなく、・・・上記の設定は、アユの主要な産卵場所における実際の観察を通じた検討を欠いており」（原判決書p17）と記載している。

また、原判決は、「第3 当裁判所の判断」において、「控訴人らは、動植物の生息及び生育に必要な流量5.2 m³/sは、アユの生息地が江島橋地点にあるとしてされた同地点の測量及び流速観測の結果に基づくものとされているが、江島橋地点はアユの産卵場所ではなく、上記設定は実際の観察結果によるものでない上・・・上記の設定は事実の基礎を欠き、又は考慮すべき事情が考慮されていない旨を主張する。／そこで検討するに、・・・平成12年度に財団法人河川環境管理財団が受託して行った環境評価業務に係る「豊川水系環境評価業務委託契約書」（甲173）において、江島場下流の瀬においてわずかながら卵が確認された旨の報告がされていることからすれば、江島橋地点もアユの産卵場所の一つであったと認められ」（原判決書p44）と記載している。

2 上告人の主張の意図的な歪曲

(1) 上告人が原審で主張しているのは、上記のように、「豊川水系河川整備計画に係る流水の正常な機能を維持するための必要な流量について説明した「利水関係資料」(甲114)によれば、動植物の生息及び生育に必要な流量 $5.2 \text{ m}^3/\text{s}$ は、アユ、ウグイその他の代表7魚種の生息場所及び産卵場所を確認し、「最も重要な地点」である江島橋下流地点を検討地点として検討し、最も必要流量が大きくなったアユとウグイの産卵のために必要な流量をこの動植物の保護・漁業のために必要な流量と設定している。しかし、その根拠となっている調査資料の公開された資料では、ウグイの産卵場所は三上橋(15km)と記載され、主要な「産卵場」としてアユの「最も重要な産卵場所」は三上橋下流(14.5km)と行明(11.5km)で、江島橋下流ではなかった。江島橋下流は資料の一つ(平成12年度報告書)に、「わずかながら卵が確認された」と記載されているだけであった。また、漁協からの聴取りや愛知県水産試験場の調査でも、アユの「主要な」産卵場所は行明等で、江島橋下流ではない。したがって、流水の正常な機能の維持(動植物の生息確保)は自ら設定した必要性を基礎づける事実が欠けている。」ということである。

しかし、原審は原判決に、上告人の主張を、利水関係資料(甲114)が江島橋下流地点を検討地点としたのはそこが「アユやウグイの産卵場所として最も重要な地点」としたからとは記載せず、そのうえ、上告人の主張を、江島橋地点は「アユの産卵場所」でないとのみ記載し、これを前提として判断している。上告人が、利水関係資料(甲114)は江島橋下流地点がアユ、ウグイの産卵場所として「最も重要な地点」であるとして検討地点としているにもかかわらず、その根拠となった調査資料においては、江島橋下流地点は「最も重要な産卵場所」でなかったことを明らかにし主張しているのに、原審は、原判決に、上告人の主張を、「最も重要な」を除いて、江島橋地点が「アユの産卵場所」でない、利水関係資料の検討は「アユの生息地」が江島橋地点であるとして行われたとの主張と記載し、これに基づいて判断しているのである。

原審は、上告人の原審における主張を当事者の主張に正しく記載せず、歪曲して記載し、これに基づいて誤って判断しているのである。

(2) 豊川水系河川整備計画における利水上制限流量である牟呂松原頭首工(直下流)地点の $5 \text{ m}^3/\text{s}$ は、動植物の保護・漁業のためのもので、この根拠資料であ

る利水関係資料において、代表魚種（アユ、アマゴ、オイカワ、ウグイ、ヨシノボリ類、カジカ）について、漁協からの聞き取りにより、各代表魚種の生息場所及び産卵場所を確認し、最も重要な地点であるとして江島橋下流地点を検討地点とし、最も必要流量が大きくなったアユとウグイの産卵のために必要な流量を動植物の保護・漁業のために必要な流量が5.9 m³/sとなったことを根拠としている。

住民訴訟においては、設楽ダムの流水の正常な機能の維持に係る費用負担金の支出の原因となっている豊川水系河川整備計画の策定が河川管理者の合理的な裁量にゆだねられているとしても、その基礎となる事実が客観的、実証的な事実と乖離して事実の基礎を欠いていると認められるときは（裁量の逸脱・濫用の判断基準①）、著しく合理性を欠いていて予算執行の適正確保の見地から看過できない瑕疵があったものと認められ、財務会計上の違法があると認められるのである。

上告人が原審で主張したことは、豊川水系河川整備計画の根拠となった利水関係資料において、アユ、ウグイ等の代表魚種の生息場所及び産卵場所を確認し、最も重要な地点であるとして江島橋下流地点を検討地点とし、最も必要流量が大きくなったアユとウグイの産卵のために必要な流量を動植物の保護・漁業のために必要な流量としたと説明されているのに、利水関係資料の根拠となった調査資料では、江島橋下流地点は検討したアユとウグイの「最も重要な産卵場所」ではなく、「最も重要な産卵場所」はもっと下流の14.5 km三上橋下流と11.5 km行明付近であったこと、このような豊川水系河川整備計画の動植物の保護・漁業のための利水上の制限流量（正常流量）は、その基礎となる事実が客観的、実証的な事実と反して事実の基礎を欠いていると認められるということ（裁量の逸脱・濫用の判断基準①）である。このような豊川水系河川整備計画の上記利水上制限流量は、著しく合理性を欠いていて予算執行の適正確保の見地から看過できない瑕疵があるものである。

原審が、原判決に、上告人の主張をアユとウグイの「最も重要な産卵場所」とせず、「最も重要な」を除いて、単にアユの「産卵場所」との主張と記載し、これに基づいて判断しているのは、江島橋下流地点がアユとウグイの「最も重要な産卵場所」でないのであれば、豊川水系河川整備計画の動植物の保護・漁

業のための利水上の制限流量（正常流量）は、その基礎となる事実が客観的、実証的な事実と反して事実の基礎を欠いていると認められるので、これを避けるために、上告人の主張を意図的に歪曲したものである。

IV 結論

よって、原判決には、民事訴訟法 312 条 2 項 6 号の判決に理由を付さない違法がある。

第 4 - 2 流水正常機能の維持（牟呂松原 5 m³/s・塩害の防止）

原判決には民事訴訟法 312 条 2 項 6 号の判決に理由を付さない違法がある。

I 前提となる事実

設楽ダム基本計画において、建設の目的とする流水の正常な機能の維持は、下流の既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進を図るとされている。

設楽ダム基本計画の基礎となっている豊川水系河川整備基本方針では、主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項として、牟呂松原頭首工（直下流）地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、利水の現況、動植物の保護・漁業、塩害の防止などを考慮し、概ね 5 m³/s とするとされている。そして、同河川整備基本方針に基づく豊川水系河川整備計画では、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標として、渇水時における河川環境の回復を図るため、牟呂松原頭首工（直下流）地点や大野頭首工（直下流）地点における河川流量の増加に努めるものとし、その際、牟呂松原頭首工（直下流）地点において 5 m³/s に・・・利水上の制限流量を設定し、河川流量を保全するとされ、設楽ダムを建設し、流水の正常な機能の維持のうち、渇水時における河川流量については、牟呂松原頭首工（直下流）地点・・・における利水上の制限流量を適正に運用することにより、渇水時の河川流量を牟呂松原頭首工（直下流）地点において約 2 m³/s から約 5 m³/s に・・・流量増加に努め、塩害の防止・・・といった既得用水の取水の安定化については、安定した取水を可能とするとされている。

これら根拠となった利水関係資料では、「豊橋市の水道用水の取水地点において、原水の塩素イオン濃度が基準値（200 mg/L）以下となるとよう、塩素イオン濃度と河川流量との相関により塩害防止からの必要流量を算出した。なお、取水地点において自動計測されている電気伝導度と手分析による塩化物イオン濃度

との相関（電気伝導度は後塩素イオン濃度を1/0.25～0.30倍（上告人代理人注・正しくは1/0.25～1/0.30倍または1/(0.25～0.30)倍）した値）により塩素イオン濃度を算出していることから必要流量の算出に際しては電気伝導度を用いた。」として、塩水化（200 mg/L）防止のために必要な流量を求めている。

II 上告人の原審における主張

上告人は、原審において、流水の正常な機能の維持のうち、牟呂松原頭首工5 m³/sの根拠となる塩害防止のための流量に関して以下の通り主張した（第7準備書面p97～103）。

【正常流量の設定根拠となる、豊橋市水道の塩水化防止について】

- 1 牟呂松原頭首工直下流5 m³/sをもって豊橋市の下条地点での水道用水の取水を可能とするため必要な流量とすることは、甲114『利水関係資料』において、塩化物イオン濃度ではなく、塩化物イオン濃度と電気伝導度との相関を求めて、電気伝導度と豊川流量との「相関図」（図4-1）から必要流量を求めている（甲114p20～21）。

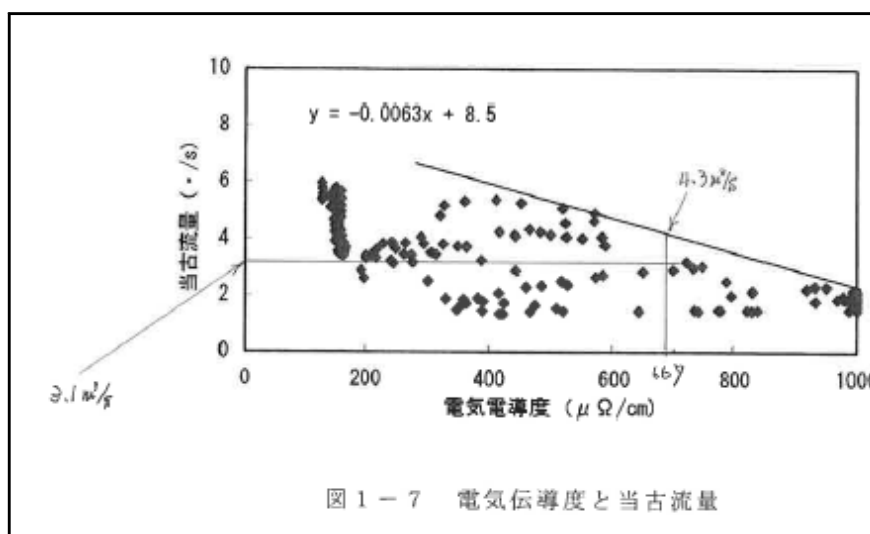


図 4 - 1 「電気伝導度」と当古流量

- 中部地方建設局・第12回豊川の明日を考える流域員会資料1『利水関係資料』に加筆
- 2 (1) 上告人代理人在間正史は、2011年12月15日に国土交通省中部地方整備局に対して、甲114『利水関係資料』p20に記載されている「取水地点において自動観測されている電気伝導度と手分析による塩化物イオン濃度の相関（電気伝導度は塩素イオン濃度を1/0.25～1/0.03倍した値）により塩素イオン濃度を算出している」ことの根拠となった観測資料その他一切の文書および

情報の開示を請求した（甲 1 7 4）。

甲 1 1 4 『利水関係資料』に上記の記載がある以上、電気伝導度と塩素イオン濃度の関係を見るためには、両方の観測値一覧表等の測定値情報とこれを整理した相関図があるはずで、これらの資料に基づいて上記の記載がなされてなければならないからである。

(2) 国土交通省中部地方整備局からの開示決定は、該当文書の不存在を理由とする不開示であった（甲 1 7 4）。

国土交通省中部地方整備局は、甲 1 1 4 『利水関係資料』に「取水地点において自動観測されている電気伝導度と手分析による塩化物イオン濃度の相関（電気伝導度は塩素イオン濃度を1/0.25～1/0.03倍した値）により塩素イオン濃度を算出している」と記載しながら、その根拠となった観測値をプロットして整理した相関図はもちろん観測値一覧表その他測定値情報もなかったのである。データの基礎づけもなく甲 1 1 4 『利水関係資料』に上記の記載をしていたのである。

甲 1 7 4 には、「電気伝導度と手分析による塩化物イオン濃度の相関は、豊橋市より聞き取り調査を行ったものであり」と記載されているが、不開示決定に先立ち国土交通省中部地方整備局河川部の担当者から架かってきた電話で上告人代理人在間正史が聞いたところでは、「該当文書は存在しない。おそらく豊橋市からの聞き取りではないかと思う。」という程度の話であった。もし、豊橋市からの聞き取り調査であれば、豊橋市において取水地点において自動観測されている電気伝導度と手分析による塩化物イオン濃度の相関図が作成されているはずであり、豊橋市から観測値一覧表あるいは測定記録と相関図のコピーをもらえばよいだけである。また、聞き取りを記録した聴取り書もないというのもあり得ないことである。このような簡単なこともないことからすれば、豊橋市からの聞き取り調査というのもあったかどうか根拠の不明な説明である。

以上により、豊川水系河川整備基本方針の流水正常機能維持流量の説明資料であり、豊川水系河川整備計画の流水の正常な機能の維持に関する目標として設定された牟呂松原頭首工地点における利水上制限流量の根拠資料の甲 1 1 4 『利水関係資料』の「取水地点において自動観測されている電気伝導度と手分

析による塩化物イオン濃度の相関（電気伝導度は塩素イオン濃度を1/0.25～1/0.03倍した値）により塩素イオン濃度を算出している」との記載は根拠となる事実の基礎を欠いていることが明らかになった。したがって、これを前提とする牟呂松原頭首工直下流5 m³/sをもって豊橋市の下条地点での水道用水の取水を可能とするため必要な流量とすることは、根拠となる証拠資料がなく事実の基礎を欠いているものである。

- 3 (1) 豊橋市水道の塩水化なのであるから、塩素イオン濃度すなわち塩化物イオン濃度が問題なのである。電気伝導率はイオン総量についてのものであって、塩化物イオンはその一部である。したがって、電気伝導率によって塩化物イオン濃度を検討しても、精確な結果が得られる訳ではない。塩化物イオン濃度の資料が得られないときに、当該対象水について塩化物イオン濃度と電気伝導率との関係が精確に分かっている場合において、次善の方法として利用されるものに過ぎない。塩化物イオン濃度の資料があれば、これを利用するのが正しい塩化物イオン濃度と流量の関係の検討方法である。

豊橋市水道の塩化物イオン濃度の測定値は存在する。豊橋市上下水道局は、豊橋市水道の全取水場と浄水場について、取水場については年2回、浄水場については毎月1回、水質を測定している。その測定結果は、年度ごとに、水質報告書あるいは平成16年度以降は豊橋市上下水道局のホームページにおいて水質報告として公表されており、水質報告書は豊橋市中央図書館に平成3年度以降のものが所蔵されている。

- (2) 豊橋市水道の小鷹野浄水場は、下条取水場の豊川伏流水20,900 m³/日と下条水源第1～第3および小鷹野水源第2、3の地下水5,390 m³/日を原水として合計26,290 m³/日の配水能力があり、原水の大部分を下条取水場の豊川伏流水および下条水源の地下水によっており、これらを合わせて「小鷹野系」あるいは「豊川伏流水系」と称されている（甲146）。したがって、豊橋市水道の塩水化の問題は、小鷹野浄水場の水道用水の塩水化の問題であり、同浄水場の浄水が水道法に基づく水道用水の塩化物イオン濃度の水道水質基準200 mg/Lを上回るかの問題である。

水道法には水道用水の原水の水質基準はない。水道法で水道用水の水質基準があるのは浄水である。したがって、豊橋市水道の塩水化の問題は、下条取水

場を水源とする小鷹野浄水場の水道用水の塩水化の問題であり、同浄水場の浄水が水道法に基づく水道用水の塩化物イオン濃度の水質基準200mg/Lを上回るかの問題なのである。浄水がこの水道水質基準を満たしておれば何の問題もないのである。そして、上記のように、豊橋市水道の小鷹野浄水場は、原水の大部分を下条取水場の豊川伏流水および下条水源の地下水によっている。下条取水場の原水の塩化物イオン濃度がほぼそのまま小鷹野浄水場の浄水の塩化物イオン濃度に反映する関係にあるのである。

したがって、小鷹野浄水場についての塩化物イオン濃度の測定値と牟呂松原放流量を対比することによって、両者の関係を検討することができる。

- (3) 表4-1は平成3年度から平成17年度の間の毎月の小鷹野浄水場の塩化物イオン濃度測定値（合計180個）とその測定日を含む3日間での牟呂松原頭首工放流量の最少流量を一覧表にしたものである（甲147）。また、図4-2は、表4-1のうち、牟呂松原頭首工放流量が40m³/s以下のもの（a）、同放流量が10m³/s以下のもの（b）を図にしたものである。

表4-1によれば、平成3年度から平成17年度までの15年間（異常濁水があった平成6年度、7年度、17年度が含まれている）の毎月の測定値（合計180個）において、塩化物イオン濃度が水道用水の水質基準値200mg/Lを上回る日は、牟呂松原頭首工放流量が5m³/sを下回るときを含めて一日もなかった。最大値は平成8年5月9日の165.4mg/L（牟呂松原頭首工放流量3.50m³/s）、第2位は平成7年1月24日の140.3mg/L（牟呂松原頭首工放流量2.10m³/s）であった。

また、図4-2(a)をみれば、塩化物イオン濃度と牟呂松原放流量との間には牟呂松原頭首工放流量が少なくなるとともに塩化物イオン濃度が大きくなるというような明確な関係はなく、2m³/sのような少流量から40m³/sのような大きめの流量に至るまで、塩化物イオン濃度は殆どが30mg/L以内に収まっている。

そして、180個中、塩化物イオン濃度が100mg/Lを上回っているのは5個、40mg/Lを上回っているものでも10個にすぎない。図4-2(b)をみればよく分かるが、牟呂松原放流量が5.0m³/s以下のときでも、さらに2.5m³/s以下のときでも、100mg/Lを超えることすらほとんどない。

したがって、小鷹野浄水場の塩化物イオン濃度を200 mg/L以下にするためには牟呂松原頭首工放流量として5 m³/s以上なければならないという関係を見出すことはできない。現状の牟呂松原頭首工での利水上制限流量2 m³/sでも、小鷹野浄水場の塩化物イオン濃度は200 mg/Lになったことは全くなく、塩水化障害が生じたことはないのである。

(4) したがって、豊橋市水道の塩水化防止のために、牟呂松原頭首工の利水上制限流量を5.0 m³/sにすることは、豊橋市水道の塩化物イオン濃度の測定結果からも、これを基礎づける事実が欠如しているのである。

III 原審の対応（原判決の記載）

1 原判決は、「第2 事案の概要」の争点に関する当事者の主張の記載において、上告人の主張として、上記上告人の原審における主張2を「上記設定（牟呂松原頭首工地点の流水の正常な機能を維持する流量および利水上の制限流量5 m³/sの設定）に際しては、取水地点において自動観測されている電気伝導度と手分析による塩化物イオン濃度の相関（電気伝導度は塩素イオン濃度を1/0.25～1/0.03倍した値）により塩素イオン濃度を算出したものとされるところ（甲114）、観測値を整理した相関図、観測値一覧表等のデータはない。」（原判決書p17）と記載している。しかし、「第3 当裁判所の判断」の豊橋市水道の塩水化防止についての判断において、この主張について全く判断をしていない（原判決書p45）。

2 また、原判決は、「第3 当裁判所の判断」において、上記上告人の原審における主張3につき、「しかし、平成3年以降の15年間に小鷹野浄水場の塩化物イオン濃度が200 mg/Lを超えたことがなかったとしても、それらは、浄水場における水質調整がされた後の浄水についてのもものと推認される（甲147、弁論の全趣旨）から、これをもって、取水原水自体の塩化物イオン濃度を200 mg/L以下にするために、牟呂松原頭首工放流量を4.9 m³/sとすることが不当であるということとはできない。」（原判決書p45～46）という。

しかし、豊橋市水道の小鷹野浄水場は、原水の大部分を下条取水場の豊川伏流水および下条水源の地下水によっている。小鷹野浄水場の原水から浄水への水処理工程においては、塩水処理工程がないのはもちろん、塩化物イオン濃度の低下を引き起こす水処理工程はない。したがって、下条取水場の原水の塩化物イオン

濃度は、ほぼそのまま小鷹野浄水場の浄水の塩化物イオン濃度になるのである。原判決の上記の弁論の全趣旨を理由とする浄水場における水質調整がされたものというのは、全く科学的根拠のないものであり、弁論の全趣旨として理由にすることはできないものである。

- 3 豊川水系河川整備計画における利水上制限流量である牟呂松原頭首工(直下流)地点の5 m³/sは、塩害の防止のためのものでもあり、この根拠資料である利水関係資料において、豊橋市の水道用水の原水の塩素イオン濃度が基準値(200 mg/L)以下となるとよう、塩素イオン濃度と河川流量との相関により塩害防止からの必要流量を算出し、電気伝導度と手分析による塩化物イオン濃度との相関(電気伝導度は塩素イオン濃度を1/0.25～1/0.30)倍した値)により塩素イオン濃度を算出していることから必要流量の算出に電気伝導度を用いて、塩水化(200 mg/L)防止のために必要な流量を求めて、必要な流量が4.9 m³/sとなったことを根拠としている。

住民訴訟においては、設楽ダム of 流水の正常な機能の維持に係る費用負担金の支出の原因となっている豊川水系河川整備計画の策定が河川管理者の合理的な裁量にゆだねられているとしても、その基礎となる事実が客観的、実証的な事実と乖離していて事実の基礎を欠いていると認められるときは(裁量の逸脱・濫用の判断基準①)、著しく合理性を欠いていて予算執行の適正確保の見地から看過できない瑕疵があったものと認められ、財務会計上の違法があると認められるのである。

上告人が原審第7準備書面で主張したように、豊川水系河川整備計画の根拠となった利水関係資料において、「取水地点において自動観測されている電気伝導度と手分析による塩化物イオン濃度の相関(電気伝導度は塩素イオン濃度を1/0.25～1/0.03倍した値)により塩素イオン濃度を算出している」と記載しながら、その根拠となった観測値をプロットして整理した相関図はもちろん観測値一覧表その他測定値情報もなかったのであり、データの基礎づけもなく利水関係資料に上記の記載をしていたのである。そして、取水した原水の塩化物イオン濃度がほぼそのまま浄水の塩化物イオン濃度となる豊橋市水道の浄水で、水道水質基準の200 mg/Lを上回ったことはなく、大きく下回っているのである。

このようなデータの基礎づけのない豊川水系河川整備計画の塩害の防止のため

の利水上の制限流量（正常流量）は、その基礎となる客観的、実証的な証拠もなく事実の基礎を欠いているのであり（裁量の逸脱・濫用の判断基準①）、著しく合理性を欠いていて予算執行の適正確保の見地から看過できない瑕疵があるものである。

原審は、原判決に、当事者の主張には上告人の上記主張を記載しながら、判断においては、全く記載せず判断しなかった。この判断をすれば、豊川水系河川整備計画の塩害の防止の利水上の制限流量（正常流量）は、データの基礎づけがなく、基礎となる事実が客観的、実証的な事実と反していて事実の基礎を欠いていると認められるので、これを避けるために、上告人の上記主張を原判決に記載せず、判断しなかったものと見ざるをえない。

IV 結論

よって、原判決には、民事訴訟法 312 条 2 項 6 号の判決に理由を付さない違法がある。

第 4 - 3 流水正常機能の維持（大野 1.3 m³/s・水涸れの防止）

原判決には民事訴訟法 312 条 2 項 6 号の判決に理由を付さない違法がある。

I 前提となる事実

宇連川にある大野頭首工は豊川用水の取水施設であるが、そこからの豊川用水の取水には取水制限流量が設定されていない。そのため、豊川用水は制限なく流水の取水しており、同頭首工下流は流水のない水涸れ状態となっている。

設楽ダム基本計画において、建設の目的とする流水の正常な機能の維持は、下流の既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進を図るとされている。

設楽ダム基本計画の基礎となっている豊川水系河川整備計画では、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標として、渇水時における河川環境の回復を図るため、牟呂松原頭首工（直下流）地点や大野頭首工（直下流）地点における河川流量の増加に努めるものとし、その際、・・・大野頭首工（直下流）地点において 1.3 m³/s に利水上の制限流量を設定し、河川流量を保全するとされ、設楽ダムを建設し、流水の正常な機能の維持のうち、渇水時における河川流量については、・・・大野頭首工（直下流）地点における利水上の制限流量を適正に運用することにより、渇水時の河川流量を・・・大野頭首工（直下流）地点において水涸れ状態から約 1.3 m³/s に、流量増加に努め、豊川

における動植物の保護、漁業、観光・景観、流水の清潔の保持といった河川環境の保全を可能とするとされている。

II 上告人の原審における主張

上告人は、原審において、第1準備書面（控訴理由書）p 93および、第7準備書面p 104～105において、以下の主張をした。

1 設楽ダムを建設しなくとも大野頭首工下流での流量を維持できること

仮に大野頭首工下流で $1.3 \text{ m}^3/\text{s}$ を流すとしても、設楽ダムを建設しなければできないものではない。

大野頭首工掛かりの豊川用水の取水を $1.3 \text{ m}^3/\text{s}$ 減らし、その分、下流の牟呂松原頭首工からの豊川用水の取水を $1.3 \text{ m}^3/\text{s}$ 増やして、これを豊川用水東部幹線に導水すればよいのである。牟呂用水路から豊川用水東部幹線水路へは愛知県企業庁によるものとはいえ森岡導水路が既に存在している（甲14、竹内2）。森岡導水路は愛知県企業庁の工業用水道施設であるが、現状は工業用水の水余りで施設は完成したが実際は利用されていない無駄な施設となっており、その有効活用にもなる。

この点で、本来基礎とすべき事実が欠如し、また、考慮すべき事情を全く考慮しないで、大野頭首工地点での利水上制限流量 $1.3 \text{ m}^3/\text{s}$ による補給のために設楽ダムを建設するという判断を行っているのであり、著しく不合理である。

2 大野頭首工の取水を減量し牟呂松原頭首工から取水することの容易性

(1) 工業用水道取水量の実績は、平成3(1991)年の $0.759 \text{ m}^3/\text{s}$ がピークで、以後、減少して、愛知県需給想定調査の基準年の平成15(2003)年は $0.567 \text{ m}^3/\text{s}$ である。愛知県需給想定調査では、平成27(2015)年に $1.378 \text{ m}^3/\text{s}$ と、2.2倍に増加する想定である。愛知県需給想定調査が取水量 $1.38 \text{ m}^3/\text{s}$ と想定したのは、大規模開発要因として臨海工業用地 244.2 ha への工場立地により新たに補給水量で $31,090 \text{ m}^3/\text{日}$ も発生すると想定していることにある（乙54 p 12、27）。これが、実績と乖離した過大な値となった一番の原因である。第一審判決も「愛知県需給想定調査の需給想定においては、大規模開発要因加算分として、臨海工業用地（面積 244.2 ha ）に対する補給水量として1日あたり $3万1090 \text{ m}^3$ を計上しているが、そのような工業用水の需要が見込まれる大規模な開発が行われる予定があることを示

す証拠は本件訴訟において提出されておらず、工業用水についても、平成27(2015)年度における実際の需要量は、愛知県需給想定調査の需要想定値に達しない可能性が相当高いものと思われる。」と認定している(判決書p67)。

実際にも、牟呂松原頭首工の工業用水0.903 m³/sはこれまで全く取水がされていない(乙34の1~10の牟呂松原頭首工欄)。したがって、牟呂松原幹線水路-牟呂用水路からから東部幹線水路に導水する森岡導水路は施設は完成したものの、全く使用されていない状態である。

したがって、大野頭首工から東部幹線水路系の取水量を1.3 m³/s減らし、下流の牟呂松原頭首工から取水して、森岡導水を経て東部幹線水路に導水すれば、大野頭首工より下流の流量の増加ができて、かつ森岡導水路合流点より下流にある豊橋市南部浄水場その他かんがい農地での使用が容易に可能になる。大野頭首工下流の水涸れは豊川用水の取水が原因であるから、その取水を減量して流量を回復して下流の牟呂松原頭首工で取水する案は第一に考えるべき案である。

(2) 現在臨海用地に工業用水の需要はないのであり、森岡導水路は全く遊んでいる。それに、今後の臨海用地の開発も全く明らかにされておらず、工業用水の平成27(2015)年度における実際の需要量は、愛知県需給想定調査の需要想定値に達しない可能性が相当高いのである。この先も、牟呂松原頭首工の工業用水0.903 m³/sは使用されず、森岡導水路も無用の長物となることが見込まれるのである。

以上のような現実の下において、大野頭首工から東部幹線水路系の取水量を1.3 m³/s減らし、下流の牟呂松原頭首工から取水して、森岡導水を経て東部幹線水路に導水すれば、大野頭首工より下流の流量の増加ができて、全く利用されていない森岡導水路を活用できるのである。なお、万一はるか将来において、牟呂松原頭首工の工業用水を森岡導水路から導水する必要が生じたときは、隣接等した導水路を敷設すればよいのである。

III 原審の対応(原判決の記載)

1 原審は、原判決で、「大野頭首工における取水を1.3 m³/s減らし、下流の牟呂松原頭首工からの取水を同量増やした上、これを森岡導水を利用して豊川用水東部幹線に導水する方法(森岡導水路を他の目的で利用することが見込まれてい

るとしても、上記の導水は可能である)の採用等・・・水涸れ状態を解消する方法について主張するが、いずれも控訴人らの考えを述べるにとどまり、上記の検討に照らし、上記正常流量及び利水上の制限流量の設定が著しく合理性に欠けるということとはできない」(原判決書 p 4 6、なお、p 1 7)と述べる。

2 上告人が主張した案は、同じ河川の上流と下流の2個所で取水し両方を合流させて使用する水利使用において、上流取水施設の取水を削減して、その削減分を下流取水施設で取水して上流から取水したものと合流させて利用すれば、従前と同じ水量の使用ができる案である。このような案は、誰でも考えられる初歩的、常識的な案であるということである。豊川水系河川整備計画の策定においては、このような誰でも考えられる初歩的、常識的な案の検討をしていなかったのである。

住民訴訟においては、財務会計行為である設楽ダムの流水の正常な機能の維持に係る費用負担金の支出の原因となっている豊川水系河川整備計画の策定が河川管理者の合理的な裁量にゆだねられているとしても、判断の過程において考慮すべき事情を考慮していなかったり、考慮すべきでない事情を考慮していることにより、その内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められるときは(判断基準③)、著しく合理性を欠いていて予算執行の適正確保の見地から看過できない瑕疵があったものと認められ、財務会計上の違法があると認められるのである。

豊川水系河川整備計画の大野頭首工地点の利水上の制限流量の設定においては、上記のように、誰でも考えられる初歩的、常識的な案の検討をしていなかったのであり、判断の過程において考慮すべき事情を考慮していなかったり、考慮すべきでない事情を考慮していることにより、その内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められるのである。

それにも拘わらず、原審は、上告人の主張を「考えを述べるにものにとどまる」として、なすべき判断をしなかった。

IV 結論

よって、原判決には、民事訴訟法312条2項6号の判決に理由を付さない違法がある。

第5 流水の正常な機能の維持(既得用水の利水安全度の向上)

原判決には民事訴訟法 3 1 2 条 2 項 6 号の判決に理由を付さない違法がある。

I 前提となる事実

設楽ダム基本計画において、建設の目的とする流水の正常な機能の維持は、下流の既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進を図るとされている。

設楽ダム基本計画の基礎となっている豊川水系河川整備計画では、豊川用水では近年の少雨化傾向等とも相まって渇水時における取水制限が毎年のように行われていることから、既得用水（豊川用水）が 1 0 年に 1 回程度発生する規模の渇水時におても安定して取水できるよう利水安全度の向上を図るとされ、設楽ダムの建設によって、これまでの実績利水安全度概ね 1 / 4 から、計画利水安全度概ね 1 / 1 0 に向上させ、安定した取水を可能にするとされている。そして、豊川水系フルプランでは、平成 8 年が 1 0 年に 1 回程度発生する渇水規模に相当する同フルプランの近年 2 / 2 0 規模の渇水年として利水計画を策定している。

II 上告人の原審における主張

上告人は、原審において、原審口頭弁論終結時までの実績事実に基づき、豊川用水の利水安全度向上につき、以下の通り主張した（原審控訴理由書 p 1 8 以下、第 4 準備書面 p 2 3）。

【豊川総合用水完成による利水安全度の向上】

- 1 大島ダム、寒狭川頭首工、万場を始めとする 4 調整池を建設する豊川総合用水事業は、平成 1 5 (2 0 0 3) 年 4 月からダムや調整池の貯水施設が満水となって実質的に利用できるようになった（甲 2 5 の 2）。

豊川総合用水を含む豊川用水の水利システムの特色は、区域内に万場調整池を始めとする調整池やため池を有していて、豊川の流量の豊富なときに水を取り入れてそこに貯水しておき、この貯水と使用を年間において何回転か繰り返すという点にある。これが、宇連ダムを主水源とする豊川用水だけでは毎年のように取水制限があったが、豊川総合用水が完成して供用されるようになって利水安全度が大きく向上した理由である。

豊川総合用水は昭和 2 2 (1 9 4 7) 年を計画基準年としている。甲 4 8 国土審議会水資源開発分科会第 2 回豊川部会資料 7 (乙 9 国土審議会第 6 回水資源開発分科会資料 8) では、図 5 - 1 のように、昭和 2 2 (1 9 4 7) 年から平成 1 4 (2 0 0 2) 年まで 5 5 年間の年降雨総量のグラフが記載されているが、豊川総合用

水の計画基準年である昭和22(1947)年は、上記55年間で年間降雨総量の
下から2番目、55分の2規模の渇水年にあたる。同年は設楽ダム基本計画の基
準年である昭和43(1968)年や、豊川水系フルプランで至近20年で2番目
の渇水年として安定供給可能量の基準年とされた平成8(1996)年よりも少雨
の年であったのであり、昭和22(1947)年を計画基準年とする豊川総合用水
は渇水に強い計画といえることができる。

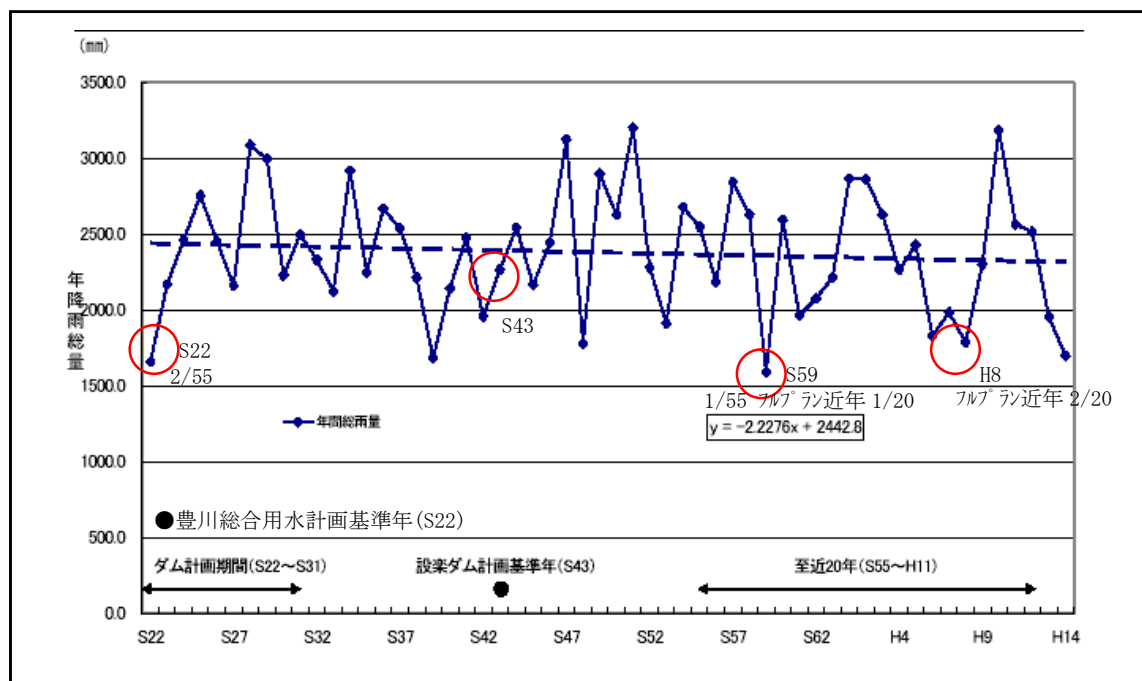


図5-1 豊川水系 年降水量（昭和22年～平成14年）

国土審議会第6回水資源開発分科会(2006年2月3日)資料8に加筆

2 平成18(2006)年2月に閣議決定された豊川水系フルプランへの変更のため
の審議は同年1月までであり、豊川水系フルプランへの変更に当たって検討さ
れた豊川用水の取水制限に関する資料は平成17(2005)年までのものしかな
かった。当然、閣議決定後である平成18(2006)年2月から現在までの豊川
総合用水の状況は豊川水系フルプランには全く反映されていない。

国土審議会水資源開発分科会第2回豊川部会資料2(甲47pB-2-8)等
に記載されているように、昭和57(1982)年から平成14(2002)年まで
の間は、その割合と日数および用途を問わなければ、毎年のように取水制限があ
ったことは事実である。しかし、平成15(2003)年度から豊川総合用水が利
用可能となってから平成22(2010)年8月の現在まで約7年半が経過した

が、取水制限が行われたのは、観測史上最少降水量を記録した平成17(2005)年の6月～8月(72日間)とそれに引き続く平成18(2006)年の1月～2月(37日間)の平成17年度だけである(甲82スライド6、甲23、26の1～3)。平成18(2006)年4月から平成23(2011)年5月まで(第4準備書面の時点)、さらに原審口頭弁論終結時まで連続取水制限なしを継続している。豊川用水は平成14年度までは毎年のように取水制限があったのが、豊川総合用水が完成して利用可能となって取水制限がなくなり、豊川用水は一挙に利水安全度が向上したのである。取水制限の実績からの利水安全度は、豊川総合用水の完成によって、概ね10年に1回程度になったのである。

3 財務会計行為(支出)の違法性は当該財務会計行為(支出)時において判断すべきであり、本件においては、設楽ダム費用負担金の支出は口頭弁論終結後の将来に支出されるものも含めて、その支出の違法性は口頭弁論終結時を基準に判断される。したがって、設楽ダム費用負担金の支出の違法性判断においては、豊川総合用水事業の供用開始後の現在までの状況が違法判断の基礎事実となるものである。上記のように、現時点において、設楽ダムによって豊川用水の利水安全度を向上させる必要性がない事実が明らかとなっている。豊川水系河川整備基本計画および豊川水系フルプランの豊川用水の設楽ダムの建設による豊川用水の利水安全度の向上は、基礎となる事実が失われているのである。

III 原審の応答(原判決の記載)

1 原判決は、「近時においても、平成17年6月から8月まで及び平成18年1月から2月までの間に取水制限がされたことは控訴人らの自認するところであり、控訴人らの上記の主張を前提としても、上述したところ及び後に述べるるところによれば、近年の20年間で2番目の規模の渇水時においても安定的な水の利用を可能にすることを供給の目標として施設整備の計画を立てた豊川水系フルプランの合理性が失われるということとはできない。」(原判決書p47)と述べる。

しかし、上記したように、豊川水系フルプランは、10年に1回程度発生する規模に相当する渇水年は同フルプランの近年2/20規模の渇水年である平成8(1996)年として利水計画を策定しているのである。平成17(2005)年から18(2006)年にかけての渇水は観測記録上最大の渇水年であって、10年

に1回の計画上の渇水規模、豊川水系フルプランの近年2/20の平成8(1996)年を大きく上回る異常渇水であった。豊川水系フルプランはこのような計画規模を上回る異常渇水にも取水制限をすることなく安定供給することを目的とするものではない。これほどの大規模な異常渇水に対しては、取水制限がされることは当たり前であり、豊川水系フルプランの計画の前提である。このような計画規模を上回る大規模な異常渇水に対しても取水制限もない供給計画をたてることは、滅多に使われない水資源開発施設の開発であり過剰な水源開発投資であって、予算執行の適正の確保の見地から許されないものである。

そのうえ、平成17(2005)年でも、6月15日から8月25日の72日間で、30%の取水制限はなく、最大の取水制限は20%で、20%の取水制限が行われたのは6月29日～7月9日の9日間と8月11日～8月22日の12日間だけであって、その他は10%以下であったのである。

原審において、上告人が上記Ⅱのと通りの主張をしているにもかかわらず、上記のように、原審は原審における上告人の追加の主張として取り上げず、全く判断しなかったのである。

2 住民訴訟においては、財務会計行為である設楽ダムの流水の正常な機能の維持に係る費用負担金の支出の原因となっている豊川水系河川整備計画や豊川水系フルプランの策定が合理的な裁量にゆだねられているとしても、財務会計行為時においてその基礎となる事実が客観的、実証的な事実と乖離していて事実の基礎を欠いていると認められるときは(裁量の逸脱・濫用の判断基準①)、著しく合理性を欠いていて予算執行の適正確保の見地から看過できない瑕疵があったものと認められ、財務会計上の違法があると認められるのである。

そして、財務会計行為(支出)の違法性は当該財務会計行為(支出)時において判断すべきであり、設楽ダム費用負担金の支出の差止を求めている本件においては、口頭弁論終結後の将来に支出されるものも含めて、その支出の違法性は口頭弁論終結時を基準に判断される。上告人が支出時(口頭弁論終結時)の最新の平成22年度までの実績事実に基づいて、豊川水系フルプランは10年に1回程度発生する規模に相当する渇水年は同フルプランの近年2/20規模の渇水年である平成8(1996)年として利水計画を策定しており、平成17(2005)年から18(2006)年にかけての渇水は観測記録上最大の渇水年であって、10

年に1回の計画上の渇水規模、豊川水系フルプランの近年2/20の平成8(1996)年の渇水規模を大きく上回る異常渇水であったと主張をしているのであるから、原審は、原判決に上告人の追加の主張として取り上げ判断をしなければならぬのに、これをしなかったのである。

IV 結論

よって、原判決には民事訴訟法312条2項6号の判決に理由を付さない違法がある。

表1-1 東三河地域 上水道

年度	給水量 日平均	給水量 日最大	負荷率	利用率率
S55	185.8	239.9	77.5	97.4
S56	192.0	253.4	75.8	98.1
S57	193.5	245.9	78.7	98.2
S58	201.9	272.4	74.1	98.3
S59	206.5	288.3	71.6	99.1
S60	206.0	276.9	74.4	98.5
S61	207.7	275.3	75.4	98.6
S62	210.6	266.5	79.0	99.8
S63	214.3	264.4	81.0	98.7
H1	225.0	295.2	76.2	99.1
H2	236.0	298.4	79.1	100.8
H3	240.7	303.7	79.3	101.1
H4	244.5	300.0	81.5	99.3
H5	242.5	294.6	82.3	99.1
H6	237.9	296.3	80.3	100.0
H7	236.1	301.3	78.4	99.3
H8	240.7	294.5	81.7	98.8
H9	246.0	297.7	82.7	99.2
H10	249.2	302.3	82.4	99.1
H11	249.0	294.7	84.5	99.0
H12	250.5	301.8	83.0	99.3
H13	246.7	293.8	84.0	99.1
H14	246.8	294.6	83.8	99.0
H15基準年	246.0	287.8	85.5	98.8
H16	249.9	290.5	86.0	
H17	248.5	280.8	87.0	
H18	248.4	283.6	86.5	
H19	248.9	286.8	86.8	
H20	246.3	282.5	86.3	
H21	241.9	274.9	88.0	
H22	242.9	277.3	87.6	
H23				
H24				
H25				
H26				
H27想定	268.1	339.0	79.1	92.3
H27修正想定	250.0	289.0	86.5	
開発水量		421.7		98.8
近年2/20供給可能量1		293.6		98.8
近年2/20供給可能量2		324.4		98.8

H27修正想定は、実績に基づき修正した日平均給水量(基準年以降最高)、負荷率(近年5年最小)、これらから求めた日最大給水量。
 開発水量は上水道のH15利用率に基づく水量。
 近年2/20供給可能量1は、国土交通省施設実力調査の平成8年度結果に基づく上水道の水量とH15実績利用率により求めた水量。
 近年2/20供給可能量2は、国土交通省施設実力調査の平成8年度結果に基づき、上水道に同調査工業用水道取水量とH27想定平均取水量の差を加えた水量とH15実績利用率により求めた水量。

愛知県企画振興部土地水資源課『豊川水系における水資源開発基本計画需給想定調査調査票(都市用水)』平成17年12月、愛知県『愛知県の水道 水道統計』各年度版より作成。

図1-1 東三河地域 上水道

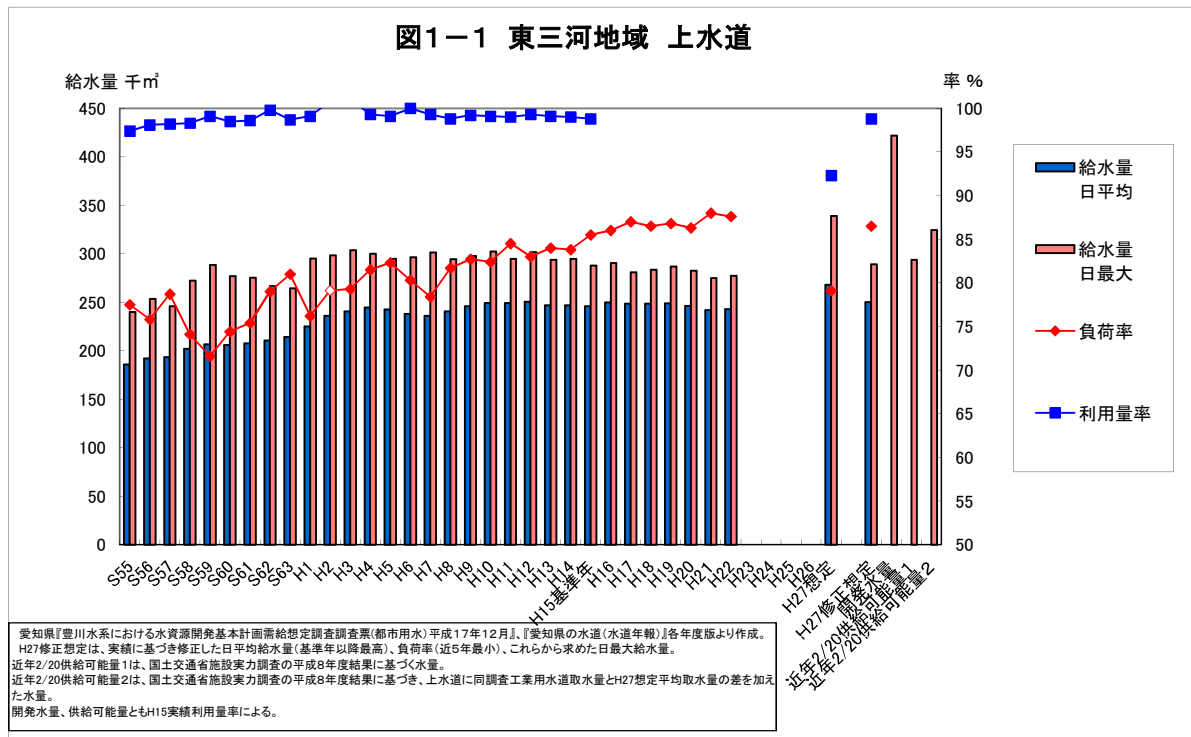


表4-1 小鷹野浄水場塩化物イオン濃度-牟呂松原頭首工放流量

年度	項目	単位\月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
平成3	塩化物イオン測定日		4/7	5/12	6/16	7/15	8/4	9/16	10/20	11/17	12/15	1/12	2/2	3/9
	塩化物イオン濃度	mg/L	8.5	9.4	8.5	8.7	9.2	8.5	8.3	9.4	10.9	11.0	11.6	11.2
	牟呂松原放流量	m ³ /s	9.99	6.61	13.37	10.75	5.59	44.12	16.06	7.21	8.54	8.85	7.75	3.55
4	塩化物イオン測定日		4/13	5/14	6/24	7/9	8/13	9/2	10/12	11/11	12/14	1/11	2/18	3/1
	塩化物イオン濃度	mg/L	9.9	10.5	12.8	10.2	12.1	12.7	11.5	12.4	16.8	15.8	16.0	12.8
	牟呂松原放流量	m ³ /s	8.06	12.25	4.71	5.00	15.47	3.90	11.96	13.60	2.71	3.90	5.91	7.21
5	塩化物イオン測定日		4/7	5/12	6/16	7/15	8/4	9/16	10/20	11/17	12/15	1/12	2/2	3/9
	塩化物イオン濃度	mg/L	12.4	15.6	15.1	10.5	13.2	12.9	12.3	15.0	10.7	15.9	14.2	15.9
	牟呂松原放流量	m ³ /s	3.58	5.38	8.47	15.05	15.16	16.09	10.34	14.19	7.86	4.19	4.01	3.04
6	塩化物イオン測定日		4/13	5/11	6/1	7/13	8/3	9/7	10/12	11/9	12/7	1/18	2/8	3/8
	塩化物イオン濃度	mg/L	14.9	15.1	23.6	19.9	24.1	114.3	26.6	16.9	19.3	18.0	17.1	40.5
	牟呂松原放流量	m ³ /s	3.40	2.07	6.44	1.92	1.88	1.98	8.58	4.04	2.51	2.24	2.90	2.00
7	塩化物イオン測定日		4/19	5/17	6/14	7/27	8/16	9/27	10/18	11/28	12/13	1/24	2/14	3/13
	塩化物イオン濃度	mg/L	13.2	13.1	14.4	11.8	15.2	29.7	15.4	15.1	18.5	140.3	108.7	102.2
	牟呂松原放流量	m ³ /s	9.78	49.45	3.57	6.49	2.08	15.98	3.50	3.37	2.00	2.10	2.00	2.68
8	塩化物イオン測定日		4/10	5/9	6/26	7/3	8/6	9/11	10/7	11/18	12/11	1/13	2/3	3/6
	塩化物イオン濃度	mg/L	53.2	165.4	42.8	8.3	20.7	4.3	3.6	4.0	4.3	4.0	8.9	3.1
	牟呂松原放流量	m ³ /s	6.97	3.50	38.01	6.85	2.54	7.49	9.27	8.24	16.14	7.16	5.37	5.08
9	塩化物イオン測定日		4/9	5/14	6/11	7/9	8/13	9/25	10/22	11/6	12/10	1/7	2/4	3/11
	塩化物イオン濃度	mg/L	16.0	21.0	19.0	18.5	18.0	15.6	17.5	17.3	18.9	18.3	18.2	18.3
	牟呂松原放流量	m ³ /s	43.34	9.31	4.56	7.07	13.78	18.26	7.88	4.61	22.01	9.80	9.63	12.19
10	塩化物イオン測定日		4/15	5/13	6/10	7/8	8/12	9/28	10/13	11/16	12/16	1/13	2/17	3/15
	塩化物イオン濃度	mg/L	11.9	17.0	15.8	18.2	18.4	16.1	10.6	12.3	12.8	13.0	20.3	17.4
	牟呂松原放流量	m ³ /s	227.29	40.60	18.07	11.19	3.37	129.89	31.77	13.09	8.03	5.59	4.27	4.51
11	塩化物イオン測定日		4/15	5/17	6/21	7/14	8/12	9/9	10/13	11/15	12/15	1/19	2/16	3/15
	塩化物イオン濃度	mg/L	16.8	16.2	18.8	13.0	12.5	13.9	11.5	11.3	13.8	18.6	15.7	22.7
	牟呂松原放流量	m ³ /s	12.53	8.57	13.04	23.16	16.83	10.22	14.78	13.93	6.82	6.26	4.33	4.11
12	塩化物イオン測定日		4/12	5/1	6/15	7/5	8/10	9/13	10/25	11/9	12/18	1/17	2/8	3/8
	塩化物イオン濃度	mg/L	15.0	13.6	30.2	2.0	1.8	18.2	15.1	16.1	14.7	13.4	14.5	17.0
	牟呂松原放流量	m ³ /s	16.86	8.88	19.68	19.12	8.26	95.32	34.51	14.14	10.97	9.90	14.45	16.30
13	塩化物イオン測定日		4/16	5/16	6/13	7/18	8/15	9/12	10/17	11/14	12/25	1/23	2/12	3/13
	塩化物イオン濃度	mg/L	33.7	82.0	48.6	22.6	28.9	43.2	18.7	17.0	18.3	14.2	14.4	13.3
	牟呂松原放流量	m ³ /s	2.22	2.22	2.23	2.07	2.13	88.84	16.30	14.21	7.49	19.89	8.57	8.18
14	塩化物イオン測定日		4/17	5/8	6/11	7/8	8/7	9/24	10/23	11/20	12/18	1/15	2/12	3/3
	塩化物イオン濃度	mg/L	12.2	15.4	21.3	12.3	11.7	71.6	28.0	25.6	21.7	21.5	16.8	10.3
	牟呂松原放流量	m ³ /s	8.36	5.20	2.11	6.97	2.66	5.18	18.55	6.94	6.27	6.60	14.77	64.04
15	塩化物イオン測定日		4/9	5/19	6/19	7/14	8/25	9/16	10/28	11/19	12/17	1/20	2/9	3/29
	塩化物イオン濃度	mg/L	19.1	12.6	12.0	11.5	14.7	11.5	11.1	9.6	9.8	8.9	12.0	13.8
	牟呂松原放流量	m ³ /s	71.16	11.43	25.87	70.68	21.86	9.49	12.29	13.39	12.29	8.38	6.42	6.49
16	塩化物イオン測定日		4/19	5/20	6/9	7/15	8/23	9/9	10/27	11/15	12/13	1/24	2/14	3/22
	塩化物イオン濃度	mg/L	28.9	11.6	13.0	12.5	21.9	15.2	11.3	11.8	12.1	13.2	11.1	13.6
	牟呂松原放流量	m ³ /s	2.91	42.83	21.35	6.44	7.28	50.51	41.20	22.95	17.74	7.96	7.05	10.68
17	塩化物イオン測定日		4/14	5/24	6/9	7/7	8/10	9/21	10/19	11/16	12/19	1/19	2/23	3/13
	塩化物イオン濃度	mg/L	12.3	96.0	31.5	16.8	16.0	15.8	11.9	13.5	16.5	20.9	23.2	18.9
	牟呂松原放流量	m ³ /s	8.90	2.78	2.39	18.72	2.38	7.47	39.92	6.51	4.24	5.99	7.48	9.03

出所1:塩化物イオン濃度は、豊橋市上下水道局(水道局)『豊橋市水道水質報告書』各年度版

出所2:牟呂松原放流量は、独立行政法人水資源機構が嶋津暉之に対して情報開示した豊川用水取水実績資料

注1:牟呂松原放流量は、豊橋市水道測定日を含む前3日間の最少放流量。

注2:塩化物イオン測定日の太字は、弱混合(塩水楔形成)の可能性のある上下弦月の日を含む後3日間の1日でも注1の期間と重なるもの。

注3:塗りつぶしは牟呂松原放流量が5m³/s以下のもの。牟呂松原放流量の赤太字は2.5m³/s以下のもの。

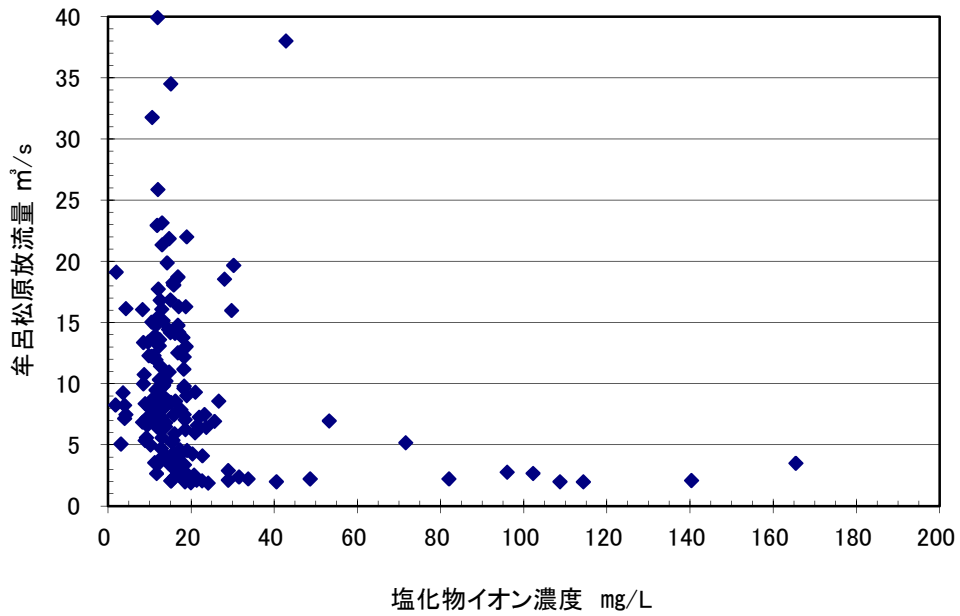
注4:塩化物イオン濃度の太字は上位の1位と2位。

作成日 2011年5月7日

作成者 在間 正史

図4-2 小鷹野浄水場塩化物イオン濃度－牟呂松原頭首工放流量

(a) 塩化物イオン濃度－牟呂松原放流量40m³/s以下



(b) 塩化物イオン濃度－牟呂松原放流量10m³/s以下

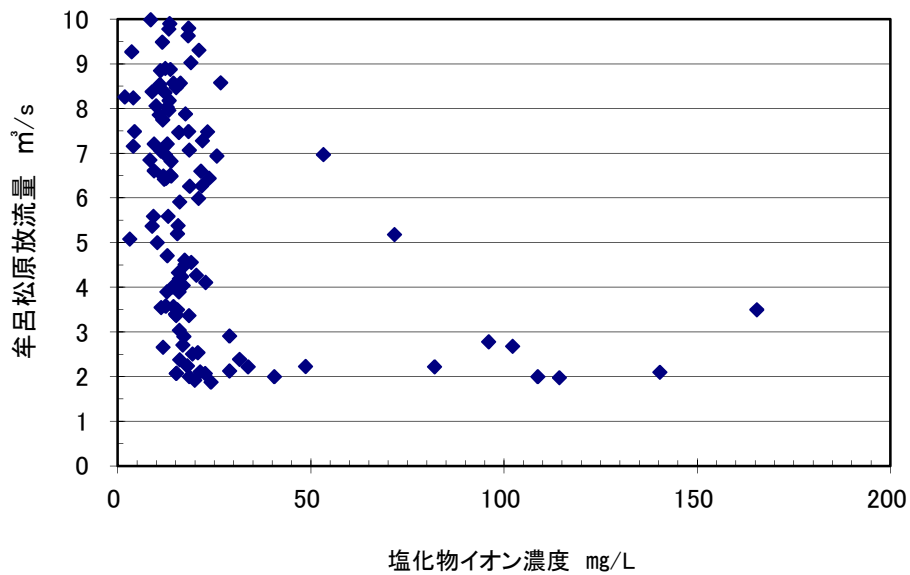


表4-1 小鷹野浄水場塩化物イオン濃度－牟呂松原頭首工放流量より作成。